

2022春サーラWEBセミナー

企業の脱炭素化に向けた 省エネ・再エネ補助金の活用

2022年4月7日


脱炭素化支援株式会社

目次

第1章 自己紹介、会社紹介

第2章 企業の脱炭素を進めるために必要な
サプライチェーンを含めたCO2排出量の
算定把握・削減目標設定・削減計画策定

第3章 CO2削減の実施手段として有効な
令和3年度補正予算及び令和4年度
省エネ補助金・再エネ補助金

第4章 省エネ補助金・再エネ補助金の活用方法

第1章

自己紹介、会社紹介

自己紹介

<氏名・経歴>

松島康浩(まつしまやすひろ)

1973年生まれ。エネルギー問題・地球温暖化問題に関心があり、エネルギー設備メーカー、ESCO事業者等に勤務。

2010年5月に低炭素化支援株式会社を設立、代表取締役役に就任。

2018年7月に**脱炭素化支援株式会社**に社名変更。

企業の省エネ・CO2削減・エネルギーコスト削減に貢献している。



<所有資格>

エネルギー管理士(熱・電気)、建築設備士

<公職>

一般財団法人省エネルギーセンター エネルギー使用合理化専門員

一般社団法人全国エネルギー管理士連盟 専務理事

<所属>

脱炭素化支援株式会社



脱炭素化支援株式会社

社名	脱炭素化支援株式会社 (Decarbonization Support Co., Ltd.)
法人番号	1180001089130
設立	2010年5月18日 (社名変更：2018年7月10日)
代表取締役	松島康浩（エネルギー管理士）
資本金	250万円
社員数	37名（取締役除く）（エネルギー管理士35名）
協力専門家	エネルギー管理士：12名
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・改正省エネ法対応支援・省エネ再エネ補助金活用支援・サプライチェーン排出量算定・原単位改善支援「減炭位」・脱炭素エネルギー活用支援「脱炭素エナジー®」・換気の注意喚起サービス「注意換気®」・「CO2モニター普及協会」の運営・省エネ情報共有サイト「エネ共」の運営・太陽光発電所、風力発電所「脱炭素エナジー®」の運営・「一般社団法人全国エネルギー管理士連盟」の運営

本社	〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山二丁目1番4号 大陽金山ビル2階 TEL:052-684-4173 FAX:052-684-4174
首都圏 支援センター	〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目9番9号 エリナビル2階 TEL:03-5962-7716 FAX : 03-6683-3103
西日本 支援センター	〒700-0901 岡山県岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル4階 TEL : 086-800-1376 FAX : 086-800-1301
太陽光発電所	脱炭素エネルギー菟野81.0 脱炭素エネルギー足立25.65 脱炭素エネルギーいなべ79.92 脱炭素エネルギー愛西77.7 脱炭素エネルギー土岐46.62 脱炭素エネルギー土岐97.68 脱炭素エネルギー御嵩103.68 脱炭素エネルギー武豊85.705 脱炭素エネルギー四日市105.3
風力発電所	脱炭素エネルギー由利本荘19.5
ホームページ	https://www.teitannso.jp/
E-mail	info@teitannso.jp

再エネ発電所（脱炭素エナジー®）

脱炭素化支援株式会社は再生可能エネルギーによる発電所を所有・運営して再生可能エネルギー由来の電気を発電しております。

系統停電時に周辺住民様に使用して頂くための非常用コンセント（自立運転コンセント）を原則設置しております。

【連系済み】

- ・ 太陽光発電所：9ヶ所（合計パネル発電出力：703kW）
- ・ 風力発電所：1ヶ所（合計発電出力：19.5kW）

【計画中】

- ・ 太陽光発電所：4ヶ所（合計パネル発電出力：470kW）



省工ネ補助金活用支援の実績は下記の通りです。
(2021年12月19日現在)

申請支援実績：169件
採択実績：118件
合計採択補助金額：37.7億円
(最高2億7,000万円/件、平均3,200万円/件)

年度	対象施設種類	所在地	補助金交付元	採択結果
2021	工場（印刷）	大阪府	経済産業省	○
2021	工場（生産用機械器具）	石川県	経済産業省	○
2021	工場（金属製品）	岐阜県	経済産業省	○
2021	工場（金属製品）	静岡県	経済産業省	○
2021	工場（鉄鋼）	岐阜県	経済産業省	○
2021	ホテル	山梨県	環境省	採択前取下げ
2021	宗教施設	東京都	国土交通省	○
2020	工場（電気機械器具）	石川県	経済産業省	○
2020	福祉施設	愛知県	経済産業省	採択前取下げ
2020	福祉施設	愛知県	環境省	○
2020	工場（生産用機械器具）	岐阜県	経済産業省	○
2020	工場（金属製品）	岐阜県	経済産業省	○
2020	工場（輸送用機械器具）	愛知県	経済産業省	○

第2章

企業の脱炭素を進めるために必要な
サプライチェーンを含めたCO2排出量の
算定把握・削減目標設定・削減計画策定

自社の排出からサプライチェーン全体の排出へ

- 近年、自社の排出責任は**サプライチェーン全体**へと拡大している

自社の排出量の把握・削減は進めてきたが・・・

- 排出量の把握・削減は自社の排出のみでよいのか？
- 更なる削減の可能性はないのか？

算定範囲を**サプライチェーン全体**へ拡大

※「サプライチェーン」とは、原料調達から製造、物流、販売、廃棄に至る、企業の事業活動の影響範囲全体のこと。

「GHGプロトコル」は、サプライチェーン排出量のうちScope1、2以外を
その他の間接排出量 = **Scope3**と定義。

サプライチェーン排出量とは？

- 事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す。つまり、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量のこと
- サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**
- GHGプロトコルのScope3基準では、Scope3を**15のカテゴリに分類**



○の数字はScope 3 のカテゴリ

Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

Scope3の15のカテゴリ分類



Scope3カテゴリ		該当する活動（例）
1	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	資本財	生産設備の増設（複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上）
3	Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程（採掘、精製等） 調達している電力の上流工程（発電に使用する燃料の採掘、精製等）
4	輸送、配送（上流）	調達物流、横持物流、出荷物流（自社が荷主）
5	事業から出る廃棄物	廃棄物（有価のものは除く）の自社以外での輸送（※1）、処理
6	出張	従業員の出張
7	雇用者の通勤	従業員の通勤
8	リース資産（上流）	自社が賃借しているリース資産の稼働 （算定・報告・公表制度では、Scope1,2 に計上するため、該当なしのケースが大半）
9	輸送、配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送（※2）、処理
13	リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1,2 に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
その他（任意）		従業員や消費者の日常生活

※1 Scope3基準及び基本ガイドラインでは、輸送を任意算定対象としています。

※2 Scope3基準及び基本ガイドラインでは、輸送を算定対象外としています。算定頂いても構いません。

サプライチェーン排出量の概念図 1/2



■ 製品のライフサイクルの段階ごとに見た、サプライチェーン排出量



カテゴリ1：
素材・部品製造の排出

カテゴリ4：
輸送・配送（上流）に伴う排出
など

カテゴリ11：
販売した製品の使用に伴う排出

カテゴリ12：
販売した製品の廃棄に伴う排出
など

サプライチェーン排出量の概念図 2/2

- その他事業を支える活動ごとに見た、サプライチェーン排出量



CO2排出量算定の基本式

- CO2排出量は、活動量に排出原単位を乗じることで算定可能

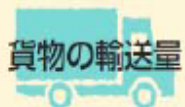


活動量

事業者の活動の規模に関する量。

社内の各種データや、文献データ、業界平均データ、製品の設計値等から収集する。

活動量の例



排出原単位の例

電気
1kWh使用あたりのCO₂排出量

貨物の輸送量
1トンキロあたりのCO₂排出量

廃棄物の焼却
1tあたりのCO₂排出量

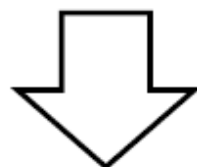
排出原単位

活動量あたりのCO₂排出量。基本的には既存のDBから選択して使用するが、排出量を実測する方法や取引先から排出量情報の提供を受ける方法もある。

なぜサプライチェーン排出量を算定するのか？①



企業（事業内容）ごとに排出状況は様々であり、
必要な削減対策も異なる



サプライチェーン排出量の算定によってホットスポットを特定。環境対策の方向性を定めることができ、効率的に削減できる！

なぜサプライチェーン排出量を算定するのか？②



自社の排出量の削減には限界があり、それ以上の取組を行うことは困難である



サプライチェーン全体の
排出量削減を目指すことで

**サプライチェーン上の他事業者による排出削減も、
自社の削減とみなされるため、他事業者との連携が
促進され、自社だけでは難しかった削減も可能に**

排出量をサプライチェーンで捉えることにより
排出削減に係わる事業者が何倍にも増えることに！



削減したい事業者にとって、CO2削減の選択肢を
大幅に広げることができる！



CO2排出削減の実現可能性を
大きく高めることができる

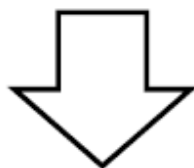
ビジネスチャンスを
創出できる

だからサプライチェーン排出量なのです！

なぜサプライチェーン排出量を算定するのか？④



サプライチェーン排出量の開示を求める動きが拡大。
サプライチェーン排出量の算定・削減は社会的に求められている



ESG投資の呼び込みなど、資金調達の上でも対応が必要！

中長期排出削減目標等設定の意義

- 中長期排出削減目標等の設定を進めることは、気候変動の抑制につながるだけでなく、**自社の企業価値向上、ひいてはビジネスチャンス獲得に結びつく**ものとなっています。
- 以降のページで、中長期排出削減目標等設定の意義を2つ紹介します。

● ESG金融の呼び込みによる資金調達機会の獲得

- 自社が持続的な事業運営を計画していることを対外的にアピールし、長期的な目線から投資を行う投資家等からの資金調達の機会を獲得。
- また、気候変動リスク回避のための投資の引上げ（ダイベストメント）を回避。

● 取引先からの要請に対応しないことによる取引機会喪失リスクの回避

- 脱炭素経営に取り組む先進企業の中には、取引先にも脱炭素に向けた目標設定や再エネ調達などを要請するものが存在する。中長期排出削減目標等の設定を進めることで、こうした企業からの要請に応え、彼らとの取引機会を確保。

取引先からの中長期排出削減目標設定の要請

- **取引先が野心的な取組を推進している場合、サプライヤーに対しても脱炭素に向けた目標設定や再エネ調達などを求める場合があります。**中長期排出削減目標設定を進めることは、こうした取引先からの要請に対応することになり、**製品・サービス販売機会の確保につながります。**
- 一方で、取引先からの要請にもかかわらず取組を進めなかった場合には、最悪の場合**取引を切られるリスクが想定されます。**

サプライヤーへの目標設定を求めるSBT認定企業（一部抜粋）

企業名	セクター	目標	
		目標年	概要
大和ハウス工業	建設業	2025年	購入先サプライヤーの90%にSBT目標を設定させる
第一三共	医薬品	2020年	主要サプライヤーの90%に削減目標を設定させる
ナブテスコ	機械	2030年	主要サプライヤーの70%に、SBTを目指した削減目標を設定させる
大日本印刷	印刷	2025年	購入金額の90%に相当する主要サプライヤーに、SBT目標を設定させる
イオン	小売	2021年	購入した製品・サービスによる排出量の80%に相当するサプライヤーに、SBT目標を設定させる

SBT (Science Based Targets) とは？



- **パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標のこと**



SCIENCE
BASED
TARGETS

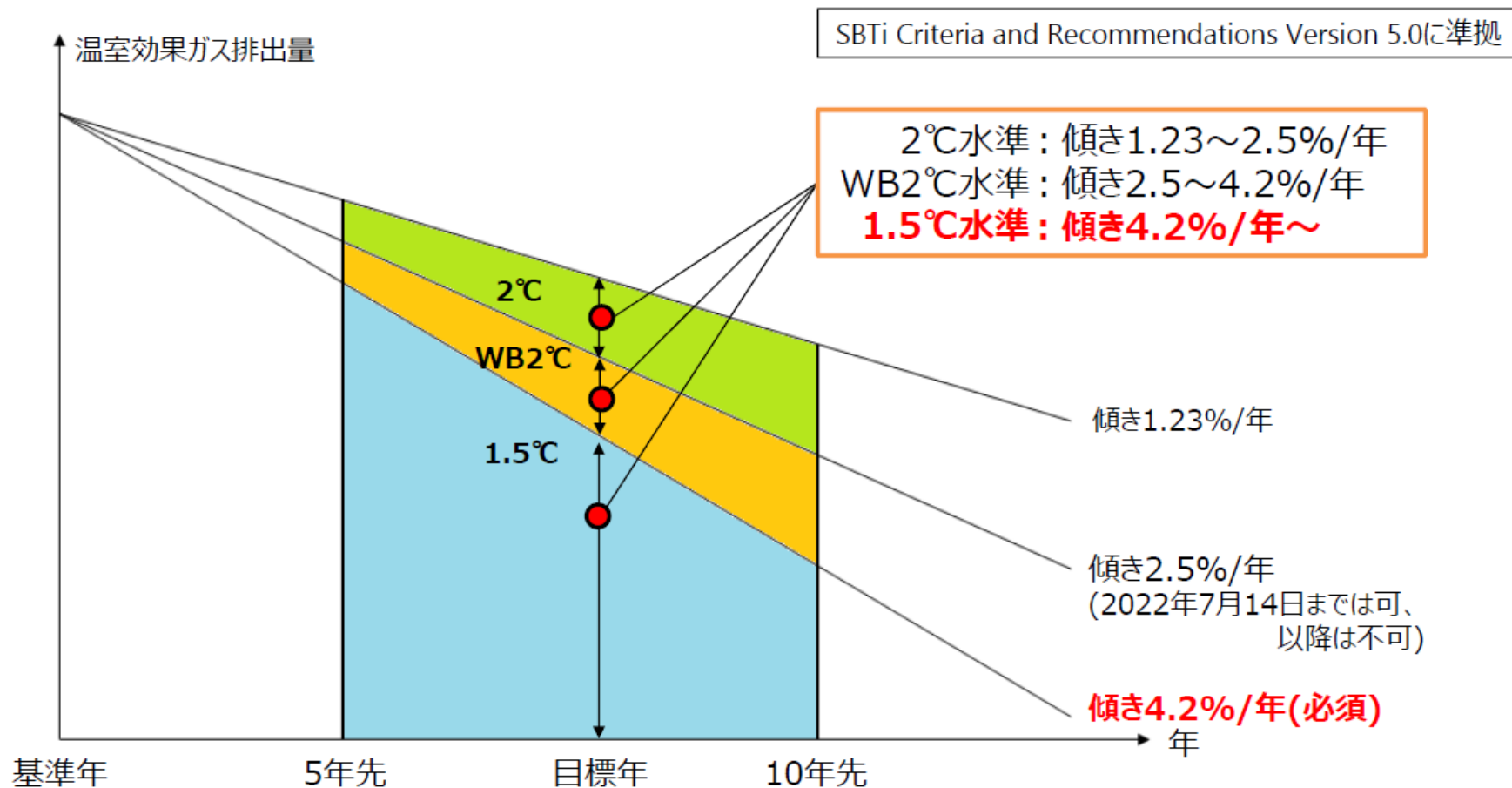
DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

■ SBTではScope3について、「野心的な」目標を設定することを要求

- Science Based Targets (SBT) は、パリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減目標を、企業に設定させる取組
- 具体的には、Scope1,2排出量については産業革命以前からの気温上昇を1.5℃までに抑える水準まで削減する目標、Scope3については2℃を十分に下回る水準まで削減する目標を設定することを求める
- SBTでは、サプライチェーン排出量のうちScope3排出量が40%以上を占める場合、Scope3の目標設定が必要

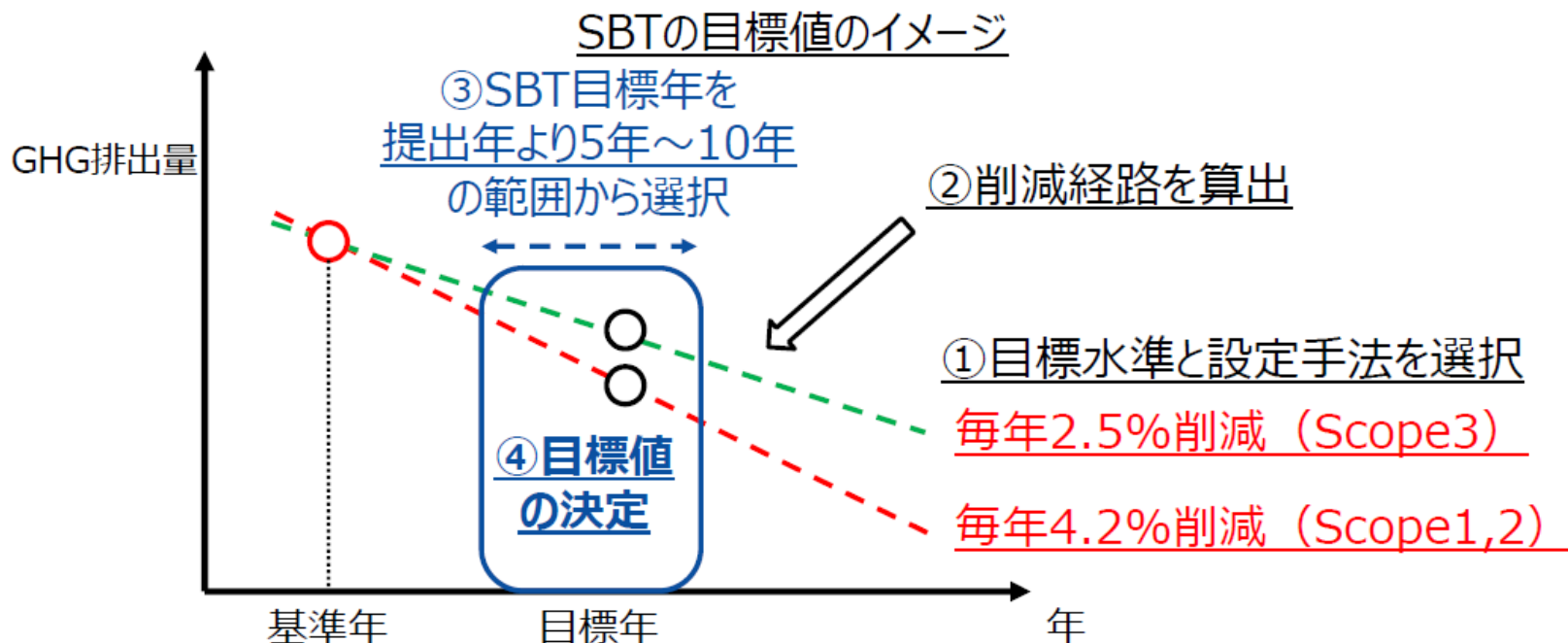
SBT (Science Based Targets) とは？

- **パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標のこと**です。
- 大企業と中小企業で、別個の目標設定アプローチが存在しています（詳細はP.26）。



SBTにおいて求められる目標

- 算定したサプライチェーン排出量に対して、削減目標を検討します。
- SBTの目標設定においては、下記の経路が基本となります。
 - **Scope1,2およびScope3（該当する場合）について、目標設定の必要がある**
 - Scope1,2の目標は、セクター共通の水準としては「総量同量」削減とする必要がある
 - **Scope3の目標は、以下のいずれかを満たす「野心的な」目標を設定する（総量削減・原単位削減・サプライヤー/顧客エンゲージメント目標）**
 - 事業セクターによっては、セクターの特性を踏まえた算定手法（SDA）が用意されている



SBTはパリ協定に整合する持続可能な企業 であることをステークホルダーに対して 分かり易くアピールできる！！

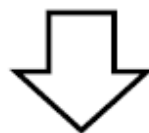
- 企業が①投資家、②顧客、③サプライヤー、④社員などのステークホルダー
に対し、持続可能な企業とアピールすることで、評価向上やリスクの低減、
機会の獲得といったメリットにつながる。
- SBTは、気候科学に基づく「共通基準」で評価・認定された目標であるため、
「パリ協定」に整合していることが分かり易い。

以降、ステークホルダー別にメリットをみていく

① 対投資家へのメリット



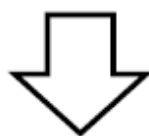
年金基金等の機関投資家は、中長期的なリターンを得るために、企業の持続可能性を評価する



SBT設定は持続可能性をアピールでき、CDPの採点等において評価されるため、投資家からのESG投資の呼び込みに役立つ

② 対顧客へのメリット

調達元へのリスク意識が高い顧客は、サプライヤーに対して野心度の高い目標、取組を求める

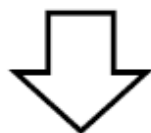


SBT設定をすることはリスク意識の高い顧客の声に答えることになり、自社のビジネス展開におけるリスクの低減・機会の獲得につながる

③ 対サプライヤーへのメリット



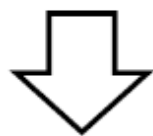
- サプライヤーが環境対策に取り組まないことは、自社の評判の低下や、排出規制によるコスト増といったサプライチェーンのリスクになりうる
- SBTはサプライチェーンの目標を設定するため、サプライヤーに対して削減取組を求めることにつながる



SBTで設定した削減目標を、サプライヤーに対して示すことで、サプライチェーンの調達リスク低減やイノベーションの促進へつなげることができる

④ 対社内・従業員へのメリット

- 企業が省エネ、再エネ、環境貢献製品の開発に取り組むことは、コスト削減や評判向上といった企業価値向上につながる
- SBTは社内に対して野心的な削減目標を課すため、積極的な削減取組を求めることにつながる



SBTは野心的な目標達成水準であり、SBTを設定することは、社内で画期的なイノベーションを起こそうとする機運を高める

- 中小企業向けSBTの要件を、通常のSBTと比較する形で整理しました。

	中小企業向けSBT	通常のSBT
対象	以下を満たす企業 ・従業員500人未満・非子会社・独立系企業	特になし
目標年	2030年	公式申請年から、 5年以上先、10年以内の任意年
基準年	2018年、2019年、2020年から選択	最新のデータが得られる年での設定を推奨
削減対象範囲	Scope1,2排出量	Scope1,2,3排出量 ただし、Scope3がScope1～3の合計の40%を超えない場合には、Scope3目標設定の必要は無し
目標レベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ Scope1,2 1.5℃：少なくとも年4.2%削減 ■ Scope3 算定・削減（特定の基準値はなし） 	下記水準を超える削減目標を任意に設定 <ul style="list-style-type: none"> ■ Scope1,2 1.5℃：少なくとも年4.2%削減 ■ Scope3 Well below 2℃：少なくとも年2.5%削減
費用	1回USD1,000(外税)	目標妥当性確認サービスはUSD9,500(外税) (最大2回の目標評価を受けられる) 以降の目標再提出は、1回USD4,750(外税)
承認までのプロセス	目標提出後、自動的に承認され、SBTi Webサイトに掲載	目標提出後、事務局による審査（最大30営業日）が行われる 事務局からの質問が送られる場合もある

第3章

CO2削減の実施手段として有効な
令和3年度補正予算及び令和4年度
省エネ補助金・再エネ補助金

令和3年度補正予算(経済産業省)

執行団体:一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII) 大日本印刷株式会社(DNP) 他
公募期間:2022年3月3日(木)~4月5日(火) 交付決定:2022年5月下旬予定

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和3年度補正予算案額 **100.0億円**

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

特別な省エネ補助金

事業の内容

事業目的・概要

- 世界的に石油、LNG、石炭等のエネルギー価格が高騰しており、エネルギー消費機器の高効率化による燃料・電力の消費抑制を図ることが重要です。
- 本事業では、上記を踏まえた緊急的な支援として産業・業務部門における性能の優れた省エネ設備への更新に係る費用の一部を補助することで、需要側における燃料・電力の消費抑制に資する取組を促しエネルギーコストの節減を目指します。

成果目標

- 性能の優れた省エネ機器への更新支援により、エネルギーミックスにおける産業・業務部門の省エネ対策中(2,700万kl程度)、省エネ設備投資を中心とする対策(2,177万kl)の達成に寄与します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

補助(定額)

補助(定額)

国

民間企業等

事業者等

事業イメージ

省エネ設備への更新等を支援

対象設備(例)

・省エネルギー性能の高い生産設備やユーティリティ設備等



【空調】



【業務用冷蔵庫】



【射出成形機】



工場・事業場等

エネルギー消費効率の向上

エネルギーコスト減

令和3年度補正予算

令和3年度補正予算省エネ補助金

令和3年度補正予算
省エネルギー投資促進支援事業費補助金

事業
予算額
約 **100** 億円

エネルギーコストの上昇にお困りのみなさまへ

国内で事業を営む法人と個人事業主の省エネルギー型設備への更新を支援します。

対象となる省エネルギー型設備

ユーティリティ設備



高効率空調



業務用給湯器



高性能ボイラ



低炭素工業炉



変圧器



冷凍冷蔵設備



産業用モータ



調光制御設備

生産設備



工作機械



プラスチック加工機械



プレス機械



印刷機械



ダイカストマシン

※産業ヒートポンプ、高効率コージェネレーションは申請先が異なるため、ご注意ください。

令和3年度補正予算省エネ補助金

補助対象事業者

●国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

但し、大企業は省エネ法の事業者クラス分け評価制度において、「令和2年定期報告書分」により資源エネルギー庁より「Sクラス」又は「Aクラス」として評価されている事業者、または中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

補助金額

SIIが予め定めた指定設備の種別(性能区分)又は能力に基づく定額とし、設備区分毎に補助金額を算出します。

▶ 算出例

$$\text{① 補助金額} = \text{補助対象設備の能力[kW]} \times \text{能力当たりの補助金額[円/kW]} \times \text{導入台数[台]}$$
$$\text{② 補助金額} = \text{補助対象設備の種別(性能区分)1台当たりの補助金額[円]} \times \text{導入台数[台]}$$

補助金限度額：【上限額】1億円/年度 【下限額】20万円/年度

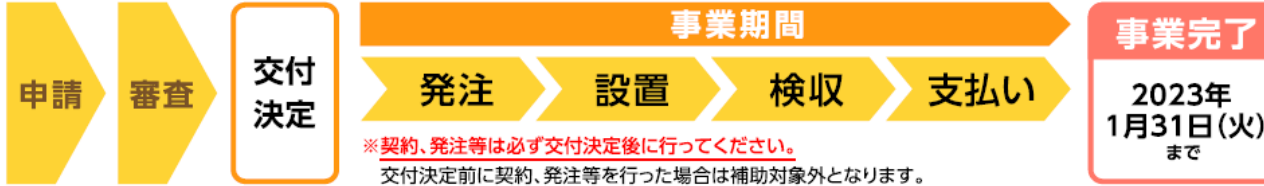
本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブが代表幹事となり、大日本印刷株式会社との共同事業体により執行する事業です。

令和3年度補正予算省エネ補助金

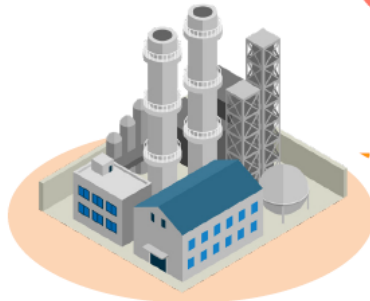
全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信致します。詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2022年3月3日(木)から同年4月5日(火)
交付決定	2022年5月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2023年1月31日(火)まで



補助対象の事例



例



既設ボイラ

補助対象設備へ
更新



高性能ボイラ

【注意】次の場合は、補助対象となりません!

- 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入する場合
- 既存の事業所において新たに設備を追加する増設の場合
- 故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する場合
- 専ら居住を目的とした事業所における設備更新の場合

令和3年度補正予算(経済産業省)

執行団体:一般社団法人都市ガス振興センター

公募期間:2022年3月9日(水)~4月22日(金) 交付決定:2022年6月上旬予定

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
ガス市場整備室

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用 設備導入支援事業費補助金

令和3年度補正予算案額 **29.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。このため、災害発生時でも、強靱性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃烧時の単位あたりのCO2排出量が最も少ないなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。
- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入等を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図ります。

成果目標

- 避難所等の災害対応能力の強化を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

国

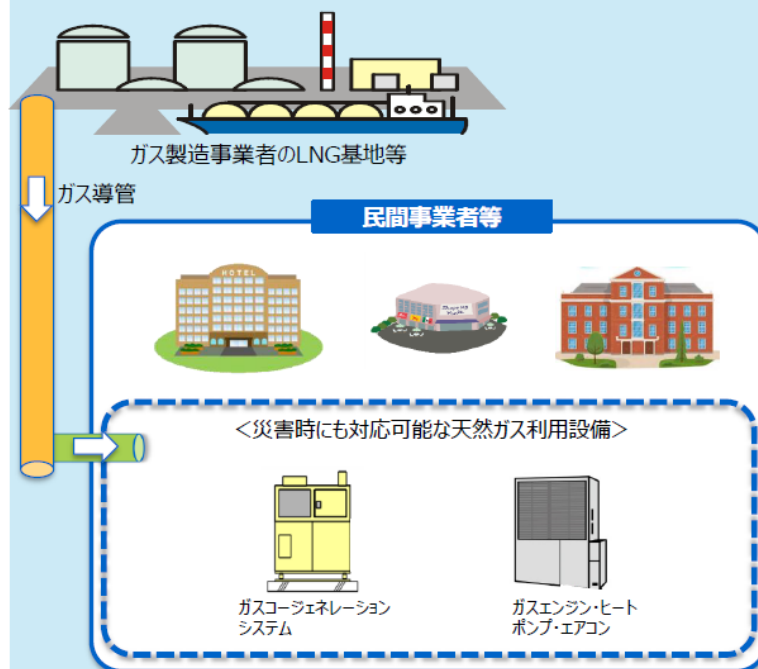
補助
(定額)

民間企業等

民間企業等

- ・大都市・地震エリアの中圧ガス導管供給施設 1/2
- ・上記以外の中圧・低圧ガス導管供給施設 1/3

事業イメージ



＜補助対象＞

中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガス供給を受けている、避難所・防災上中核となる施設等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入等を行う民間事業者等。

天然ガス利用設備専用補助金

ガスコージエネ・GHP

令和3年度補正予算(環境省)

執行団体: 一般財団法人環境イノベーション情報機構(EIC)

公募期間: 2022年3月25(金)~4月22日(金) 採択: 2022年5月

グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業



【令和3年度補正予算(案) 3,000百万円】

中小企業等へのCO2削減量に応じた設備等導入補助で、コロナ禍からの経済再生と脱炭素化を同時実現します。

1. 事業目的

コロナ禍を乗り越えて脱炭素化に取り組む中小企業等に対し、CO2削減量に応じた省CO2型設備等の導入を加速することで、企業の新たな設備投資を下支えし、電化・燃料転換等も促進しながら、我が国の持続可能で脱炭素な方向の復興(グリーンリカバリー)を促進し、コロナ前のCO2排出量のリバウンド回避をした上での、力強くグリーンな経済社会への移行を実現する。

2. 事業内容

①中小企業等による省CO2型設備等の導入に対して、以下の(A)(B)のうちいずれか低い額の補助を行う(補助上限5,000万円)。

(A) 年間CO2削減量×法定耐用年数×5,000円/tCO2* (円)

* 中小企業、省CO2型換気を導入する企業、グリーン冷媒使用設備を導入する企業は、7,700円/tCO2

(B) 総事業費の1/2 (円)

※CO2削減量は、環境省指定の診断機関のCO2削減余地事前診断に基づく導入設備等による2019年比でのエネルギー起源CO2削減量。中小企業には診断費用の補助を行う。

※補助対象は、環境省が指定する設備等であって、単年度で導入完了可能なものに限る。LEDは支援対象とはしないが、他の補助対象設備とセットで導入した場合は、CO2削減量として計上。

※代行申請を可とする。

※事前診断によるCO2削減量を達成できない場合は再エネ電気切替え、外部調達等を行う。

②本補助事業の運営に必要な、公正なCO2削減量の担保(各診断機関が実施したCO2削減余地の事前診断結果の検証)等の支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業

■委託・補助先 民間事業者・団体等

■実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ

【事業の流れ】



【主な補助対象設備】



空調機



給湯器



冷凍冷蔵機器



ボイラ



省CO2型換気



EMS

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

補助金額がCO2削減量に比例

新規の補助金

令和3年度補正予算(環境省)

執行団体:一般社団法人静岡県環境資源協会(SERA) 1次公募:2022年3月17日(木)~4月19日(火)
採択発表:2022年5月中旬 2次公募:5月中旬~6月中旬 3次公募:7月上旬~8月上旬

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、
(2) 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業



【令和3年度補正予算(案) 7,500百万円の内数】



飲食店等への換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援します。

熱交換型換気設備・空調設備

補助率

2 / 3

1. 事業目的

不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、高機能換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援することにより、新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減するとともに、業務用施設からのCO2排出量を削減する。

2. 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数の方が集まるような飲食店等では、業況が急激に悪化している。そこで、飲食店などの不特定多数の人が利用する施設等対象に、密閉空間とならないよう、換気能力が高く、同時に建築物の省CO2化促進にも資する高機能換気設備などの導入を支援する。

- 補助対象設備:高機能換気設備及び同時に導入する空調設備
- 補助要件:高機能熱交換型換気設備を導入すること。施設全体で設備導入前に比べCO2削減できること。
(事業実施後の実績報告が増CO2になった場合は、再エネ電気切替え、外部調達等)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (補助率: 2/3)
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

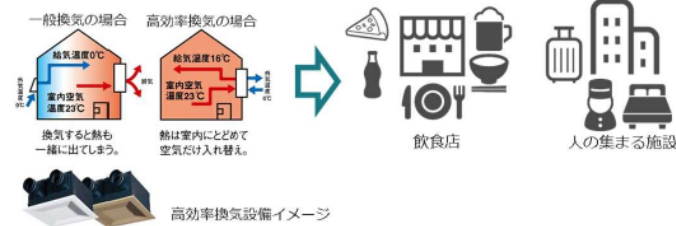
大企業も対象

4. 事業イメージ

業種及び補助対象施設の例

業種(例)	施設(例)
卸売業_小売業	総合スーパー、小売店、飲食料卸売店
不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸を行う事務所
宿泊業_飲食サービス業	ホテル、旅館、酒場、食堂、レストラン
生活関連サービス業、娯楽業	フィットネスクラブ、結婚式場、理美容室、興行場
医療_福祉	病院、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、鍼灸・整体院
教育、学習支援業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校

省CO2設備等の導入補助



※高機能熱交換型換気設備:自然給気とファンによる排気の従来型換気システムに比べ、給気・排気ともにファンにより行うことで、確実な換気が可能、かつ熱交換により温度変化の抑制が可能。

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話: 0570-028-341

出典:環境省HP

脱炭素化支援株式会社

令和3年度補正予算(環境省)

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和3年度補正予算(案) 11,350百万円】

再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

(3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

- ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
- ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業

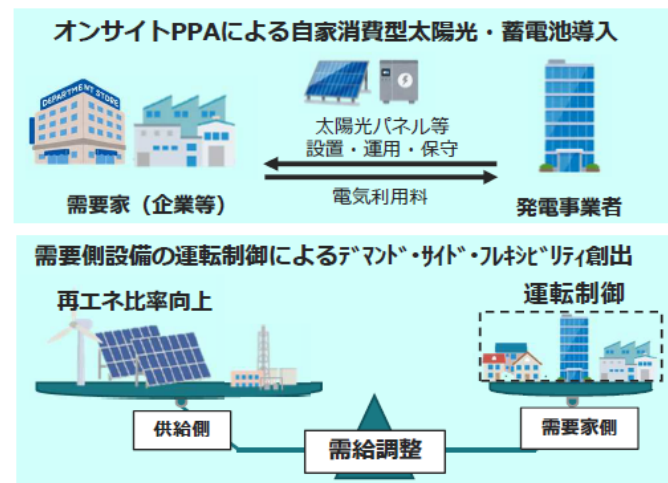
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

* EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率: 3/4、2/3、1/2、1/3、定額)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ



自家消費太陽光発電設備等

蓄電池補助対象

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

執行団体：一般財団法人環境イノベーション情報機構 1次公募：2022年3月31日(木)～5月9日(月)正午
採択発表：2022年7月上旬 2次公募：5月16日(月)～6月15日(水)正午予定、3次公募も予定

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業のうち、
(1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPAモデル等を活用した初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電設備や蓄電池の導入支援等を通じて、当該設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指す。

2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用による防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、オンサイトPPA等により業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅へ自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池（車載型蓄電池を含む）を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元する事業者等に対して支援を行うことで、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

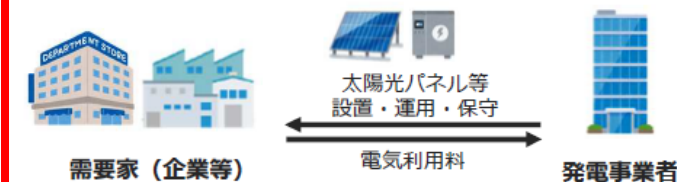
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW（※）、蓄電池 定額：5.5万円/kWh（家庭用）又は7万円/kWh（業務・産業用）（上限1.5億円）
※ 戸建住宅は、蓄電池とセット導入の場合に限り7万円/kW（PPA又はリース導入に限る。）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体 *新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。
- 実施期間 令和3年度 *EV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助（上限あり）

6.3万円/kWh

4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額（業務用施設・産業用施設・集合住宅の場合）

	蓄電池無し			蓄電池有り		
	PPA	リース	購入	PPA	リース	購入
4万円 /kW	○	○	○			○
5万円 /kW				○	○	

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進加速化事業のうち、
(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業 (一部 農林水産省・経済産業省連携事業)



地域の再エネポテンシャルの有効活用に向けて、新たな手法による再エネ導入と価格低減促進を図ります。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電等の再エネ導入とその価格低減促進を図る。
- 本事業で得られた実施手法や施工方法等の知見を取りまとめて公表し、横展開を図る。

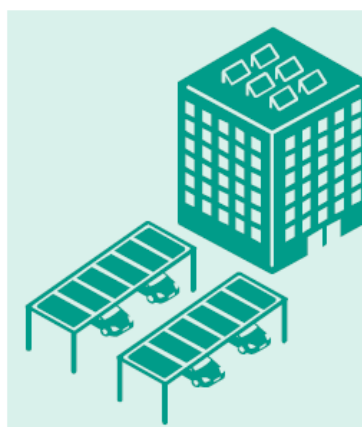
2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 (補助率1/3)**
駐車場を活用した太陽光発電 (ソーラーカーポート) について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 (補助率1/2)**
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業 (補助率1/3)**
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業 (補助率3/4、1/3)**
再エネ熱利用や自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ発電 (太陽光除く) について、コスト要件 (※) を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。
- ⑤未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業 (補助率1/2、1/3)**
未利用熱利用・廃熱利用・燃料転換により熱利用の脱炭素化を図る取組について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入支援を行う (燃料転換は新増設に限る)。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (計画策定：3/4 (上限1,000万円) 設備等導入：1/3、1/2)
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度

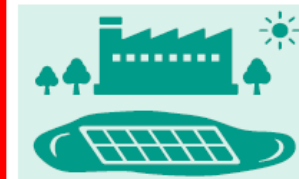
4. 事業イメージ



駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



営農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

※コスト要件

- ①②④：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
- ④⑤：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト (※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく) より一定以上低いものに限る。

お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

令和3年度補正予算(環境省)

執行団体:一般社団法人地域循環共生社会連携協会
公募期間:2022年3月25日(金)10時~予算終了まで受付

再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業



【令和3年度補正予算額 1,000百万円】



地方公共団体の公用車や民間社用車に「再エネ×電動車」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

1. 事業目的

- ・ 公用車/社用車等を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。特に若年層の電動車利用も働きかけていく。
- ・ 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

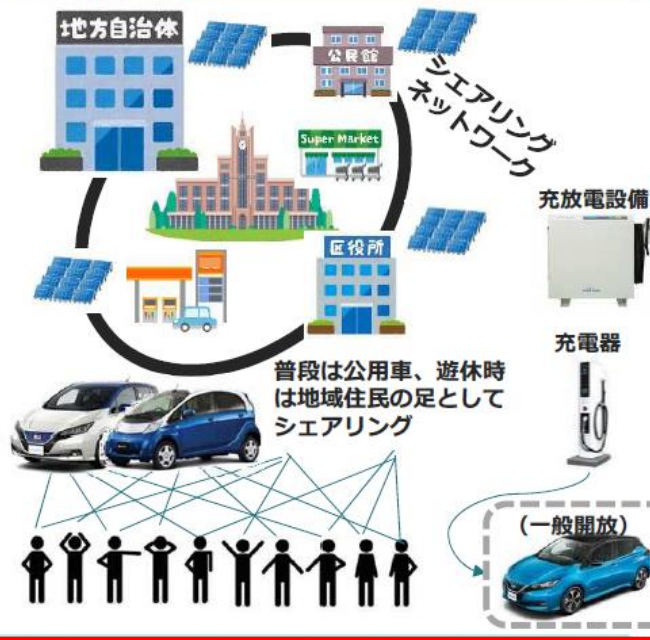
2. 事業内容

- 本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。
- また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化※し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援する。
- ※ 民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。
- 充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2、1/3、定額 ※一部上限あり)
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ



自家消費太陽光発電設備等

電気自動車・充放電設備

お問合せ先: 水・大気環境局 自動車環境対策課: 03-5521-8303

令和4年度予算(経済産業省)

令和4年度執行団体: 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII) 大日本印刷株式会社(DNP) 他
令和3年度公募期間: 2021年5月26日~6月30日 交付決定: 2022年8月31日

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

令和4年度予算案額 **253.2億円** (325.0億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。なお、当該支援に必要な一部業務のサポート事業を実施します。

(A)先進事業: 高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B)オーダーメイド型事業: 個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。

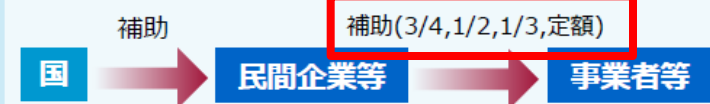
(C)指定設備導入事業: 省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D)エネマネ事業: エネマネ事業者と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で2,155万klの削減に寄与します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

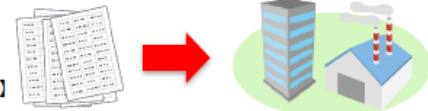


事業イメージ

(A)先進事業

「I. 省エネ技術の先進性」、「II. 省エネ効果」、「III. 導入ポテンシャル」の観点から事前審査・登録された「先進設備・システム」の導入を重点的に支援する。

【先進設備・システム登録リスト】



(B)オーダーメイド型事業

既存設備を機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備の更新を行う省エネ取組を支援。



(C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ設備への更新を支援。



対象設備(例)



(D)エネマネ事業

エネマネ事業者(※)の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

省エネ補助金の定番

令和3年度から新名称

令和4年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係る補助事業者 (執行団体)の公募結果について

令和4年3月2日
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

令和4年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に係る補助事業者(執行団体)について、令和4年1月19日から令和4年2月17日まで公募を行いました。

応募のありました提案について、厳正な審査を行った結果、下記の応募者を採択先として決定いたしましたので、お知らせします。

なお、本事業は令和4年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

採択事業者

- 一般社団法人環境共創イニシアチブ(法人番号 1010005016502) ※
- 大日本印刷株式会社(法人番号 5011101012069) ※
- 一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター(法人番号 2010005018745)

※一般社団法人環境共創イニシアチブと大日本印刷株式会社は共同提案体(コンソーシアム)

公募審査（採択）結果の公表

事業名：令和4年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」

（採択事業者）

事業者名	法人番号	採択金額	採択事業
一般社団法人環境共創イニシアチブ 大日本印刷株式会社	1010005016502 5011101012069	25,669,172（千円）	（1）単年度分 A先進事業、Bオーダーメイド型事業、C指定設備導入事業（産業ヒートポンプ除く）、Dエネマネ事業 （2）国庫債務負担行為分 A先進事業、Bオーダーメイド型事業、C指定設備導入事業、Dエネマネ事業
一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター	2010005018745	138,256（千円）	単年度分 C指定設備導入事業（産業ヒートポンプ）

（提案事業者名）※五十音順

- ①一般社団法人環境共創イニシアチブ、大日本印刷株式会社
- ②一般社団法人都市ガス振興センター
- ③一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター

令和4年度

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

2-2. 補助率・補助額

①単年度分

補助率：定額補助（10／10）

補助上限額：25,202,428千円

※令和3年度までに採択を行った複数年度継続事業の後年度負担相当額

約14,234,845千円を含む。

※事務費は、原則として補助額の1割以内とすること。

※最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【新規採択分予算】

25,202,428千円－14,234,845千円（過去の複数年度継続事業分）
－2,520,242千円（事務費10%推定）
＝8,447,341千円（84億円）（推定）

省エネ補助金予算推移

年度	合計予算 (億円)	新規事業分予算 (億円)	継続事業分 予算 (億円)	事務費 (億円)	国庫債務 負担行為分 (年度またぎ 事業分)
平成23年度(1次公募)	250 (400?)	150	100	不明	—
平成23年度(緊急節電枠)					—
平成23年度(2次公募)					—
平成24年度(1次公募)	298	160	130	8	—
平成24年度(2次公募)		70	—		—
平成24年度(3次公募)		30	—		—
平成24年度(4次公募)		40	—		—
平成25年度(1次公募)	310	110	195	5	—
平成25年度補正(1次公募)	150	135	—	15	—
平成26年度(1次公募)	410	190	180?	20?	20
平成26年度補正(1次公募) 地域工場 B類型	125	125	—	不明	—
平成27年度(1次公募)	410	210	170?	不明	20
平成28年度(1次公募)	515	180	332.8	不明	32
平成29年度(1次公募)	510.7(672.6の内数)	234(設備単位分含む)	276.7	不明	1.5
平成30年度(1次公募)	511.8(600.4の内数)	190(設備単位分含む)	300.7	21.1	6
平成31年度(1次公募)(省エネ)	382.0(431.4の内数)	115(設備単位分含む)	248	19	6
平成31年度(1次公募)(省電力)	100.4	91(設備単位分含む)	—	9.4	—
令和元年度補正(1次公募)	50	40(設備単位分のみ)	—	10.0	—
令和2年度(1次公募)	393.3(459.5の内数)	122(設備単位分含む)	265.6	5.7	6.1
令和3年度(1次公募)	325	114(設備単位分含む)	202.3	8.7	1.1
令和3年度補正(1次公募)	100	88(推定)(設備単位分のみ)	—	9.8(推定)	—
令和4年度(1次公募)	252	84(推定)(設備単位分含む)	142.3	25.2(推定)	1.0

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

【1. 補助対象者】

全業種の法人及び個人事業主

※大企業については、省エネ法定定期報告書（令和3年度提出分）に基づく事業者クラス分け評価制度においてSクラス事業者及びAクラス事業者であること又は中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者であることを要件とする。なお、Aクラス事業者については、令和2年度提出分のクラス分けにおいてSクラスであった事業者に限る。

※具体的な対象範囲や定義については、経済産業省と協議の上決定する。

令和4年度

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

【2. 間接補助対象事業】

(A) 先進事業

経済産業省で設置した「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」での議論内容等を踏まえた先進設備に係る登録審査基準に則り、先進設備を公募の上、審査及び登録を事前に実施。登録リストに掲載されている先進設備を導入する省エネ投資事業で、一定の省エネ要件を満たす場合に、当該設備導入に係る設備費に対して、補助を行う。

※最終的な先進設備に係る登録審査基準や要件等については、経済産業省と協議の上決定する。

※設備導入事業者（間接補助事業者）の公募の前に、設備メーカーに対して先進設備の公募及び審査並びに登録を実施し、予めホームページ等にて先進設備の登録リストを公表する。なお、登録リストの作成や公表にあたっては、設備導入事業者目線に立ったわかりやすい形での作成・公表を行う。

※先進設備の登録リストの公表時期と設備導入事業者（間接補助事業者）の公募時期については、登録された先進設備の導入がなされるようなスケジュールとする。

※登録審査の実施にあたっては、外部有識者等からなる先進設備に係る登録審査（仮称）を設置し、公平かつ適正な審査を経て登録を実施する。

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

(B) オーダーメイド型事業

機械設計を伴う設備（オーダーメイド型設備）を導入する省エネ投資事業で、一定の省エネ要件を満たす場合に、当該設備導入に係る設備費に対して、補助を行う。

※具体的な機械設計を伴う設備（オーダーメイド型設備）の定義や考え方、要件等については、経済産業省と協議の上決定する。

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

(C) 指定設備導入事業

指定設備のうち一定の省エネ性能を満たす設備を導入する場合に、当該設備導入に係る設備費の一部補助として、設備種・スペック等ごとに公募要領等で定められた定額の補助を行う。

※指定設備については、当該設備費に対する定額補助とし、設備種・スペック等ごとに定額を設定することとする。最終的な価格設定等については、経済産業省が各業界団体へ行ったヒアリング・調査結果等を基に決定することとする。

※指定設備の対象範囲や基準等については、経済産業省と協議の上決定する。ただし、トップランナー制度対象機器・設備の場合、原則として、トップランナー基準以上のものを補助対象とする。

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

(D) エネマネ事業

エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、EMS を用いて、より効果的に省エネルギー化を図り、EMS の制御効果と省エネルギー診断等による運用改善効果により、一定の省エネ要件を満たす場合に、当該設備導入に係る設計費・設備費・工事費に対して、補助を行う。

※具体的な要件等については、経済産業省と協議の上決定する。

【3. 補助対象設備】

- ・登録された先進設備
- ・機械設計を伴う設備（オーダーメイド型設備）
- ・指定設備
- ・EMS（エネルギーマネジメントシステム） 等

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

(ユーティリティ設備)

- ①高効率空調
- ②産業ヒートポンプ
- ③業務用給湯器
- ④高性能ボイラ
- ⑤変圧器
- ⑥高効率コージェネレーション
- ⑦低炭素工業炉
- ⑧冷凍冷蔵設備
- ⑨産業用モータ
- ⑩調光制御設備

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

(生産設備)

- ①プラスチック加工機械（射出成形機）
- ②工作機械（レーザー加工機等）
- ③プレス機
- ④印刷機械
- ⑤ダイカストマシン

※上記設備の導入にあたって必要となる付帯・関連設備を含む。

※具体的な対象範囲や基準については、経済産業省と協議の上決定する。

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

【5. 1事業当たりの補助率】

(A) 先進事業

中小企業等設備費に対する定額、大企業等3/4以内とする。

※なお、補助限度額（上限額及び下限額）については、経済産業省と協議の上決定する。

(B) オーダーメイド型事業

中小企業等設備費に対する定額、大企業等3/4以内とする。

※ただし、投資回収年数が5年以上7年未満の省エネ投資事業の場合は、中小企業等1/3以内、大企業等1/4以内とする。

※なお、補助限度額（上限額及び下限額）については、経済産業省と協議の上決定する。

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

(C) 指定設備導入事業

指定設備の設備種・スペック等ごとに算出・設定する定額とする。

※定額設定等については、経済産業省が各業界団体へ行ったヒアリング・調査結果等を
基に決定することとする。

※なお、補助限度額（上限額及び下限額）については、経済産業省と協議の上決定する。

(D) エネマネ事業

中小企業等 1 / 2 以内、大企業等 1 / 3 以内とする。

※なお、補助限度額（上限額及び下限額）については、経済産業省と協議の上決定する。

※事業によって (A) ~ (D) の 4 事業に分類をしているが、適用する補助率・補助額につい
ては、各設備（先進設備・オーダーメイド型設備・指定設備・EMS 等）ごとに適用する。

※設計費や工事費等の按分方法等については、経済産業省と協議の上決定する。

令和4年度予算(経済産業省)

令和3年度執行団体:一般社団法人都市ガス振興センター

令和3年度公募期間:2021年4月19日~5月31日 交付決定:2021年7月7日 (2~4次公募有り)

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用 設備導入支援事業費補助金

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和4年度予算案額 **6.7億円 (9.1億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 近年、地震や集中豪雨、台風などの大規模災害の発生頻度が高くなっており、停電により社会経済活動や市民の生活環境に甚大な影響が及ぶ事態が生じています。このため、災害発生時でも、強靱性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける施設に、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備を普及させることが重要です。
- また、天然ガスは化石燃料の中で燃焼時の単位あたりのCO2排出量が最も少ないなど、優れた環境特性を持っており、環境対策の観点からも天然ガス利用設備の普及促進も着実に進めていくことが重要です。

- 本事業では、災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図ります。

成果目標

- 令和3年度から令和7年度までの事業であり、令和4年度は31箇所、事業終了の令和7年度までに780箇所への設備導入を目指します。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

国

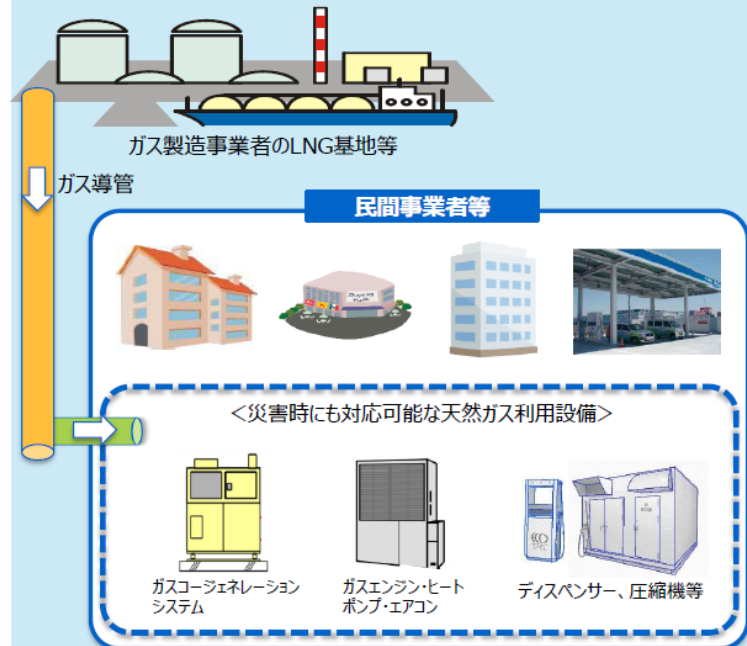
補助
(定額)

民間企業等

民間企業等

- ・大都市・地震エリアの中圧ガス導管供給施設、天然ガスステーションの整備 1/2
- ・上記以外の中圧・低圧ガス導管供給施設1/3

事業イメージ



＜補助対象＞

中圧ガス導管又は低圧ガス導管でガス供給を受けている、避難所・防災上中核となる施設・天然ガスステーション等に、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う民間事業者等。

停電対応型設備

ガスコージェネ・GHP

令和4年度予算(環境省)

令和3年度執行団体:一般社団法人温室効果ガス審査協会(GAJ)

令和3年度公募期間:2021年5月28日~6月29日(1次公募) 2021年9月1日~9月30日(2次公募)

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



【令和4年度予算(案) 3,700百万円(4,000百万円)】



工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

環境省の補助金の定番

令和3年度から新名称

1. 事業目的

- 2030年削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。
(先導的な脱炭素化に向けた取組:削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ)
- 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

2. 事業内容

- 脱炭素化促進計画策定支援(補助率:1/2、補助上限100万円)**
CO₂排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO₂排出量削減余地診断に基づく「脱炭素化促進計画」の策定を支援
- 設備更新補助(補助率:1/3)**
 - 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助(補助上限1億円)
工場・事業場単位で15%以上削減又は主要なシステム系統で30%以上削減
 - 主要なシステム系統でi) ii) iii)の全てを満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助(補助上限5億円)
 - 電化・燃料転換
 - CO₂排出量を4,000t-CO₂/年以上削減
 - CO₂排出量を30%以上削減

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①~②間接補助事業(①補助率1/2、②補助率1/3) ③委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度~令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話: 0570-028-341

脱炭素化支援株式会社

出典: 環境省HP

令和4年度予算(環境省)

令和3年度執行団体:一般社団法人静岡県環境資源協会(SERA)

令和3年度公募期間:2021年6月3日~7月26日 交付決定:8月下旬

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業

予算:55億円の内数



既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

業務用施設が対象

民間建築物・テナント

1. 事業目的

- ①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
- ②既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業 (一部国土交通省連携)
- ①民間建築物等における省CO2改修支援事業: 既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
 - ②テナントビルの省CO2改修支援事業 (国土交通省連携事業): オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書 (グリーンリース (GL) 契約等) を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。

※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点

③空き家等における省CO2改修支援事業: 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。

※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/3)
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度~令和5年度

4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用 (設備費等) (補助上限4,000万円)	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用 (設備費等) (補助上限なし)	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話: 0570-028-341

令和4年度予算(環境省)

令和3年度執行団体:一般財団法人日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

令和3年度公募期間:2021年4月12日~5月17日(1次公募)、(2~4次公募あり)

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和4年度予算(案) 7,300百万円 (7,300百万円)】



先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援します。

1. 事業目的

- 省エネに取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの省エネ化及び脱フロン化を推進
- 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進。競争力強化により我が国メーカーの高効率先進機器を海外展開し、地球規模での環境対策へ寄与するとともに世界経済を牽引する
- フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出の大幅削減

2. 事業内容

業務用冷凍空調機器の冷媒には、特定フロン(HCFC)や代替フロン(HFC)が使用されているが、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅な排出削減が必要。特に、我が国の温室効果ガス全体が削減傾向にある中でHFCは唯一増加傾向にあり、削減対策は急務である。

HCFCは2019年末にモントリオール議定書により生産全廃されており、HCFC機器の早期転換が必要。さらに、HFCは同議定書改正により、2036年までに85%分の生産及び消費の段階的削減が必要。

そのような中、HCFCやHFCを代替する技術である省エネ型自然冷媒機器の技術については、イニシャルコストが高く現時点で自立的導入には至っていない。

そのため、国民生活において重要となる食の流通を支えるコールドチェーンに対して省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要であることから、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率1/3)
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成29年度~令和4年度

4. 事業イメージ

【事業スキーム】



(注) 省エネ型自然冷媒機器

フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの



<中央方式冷凍冷蔵機器>



<冷凍冷蔵ショーケース>

お問合せ先: 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話: 0570-028-341

冷凍冷蔵倉庫・食品小売店舗が対象
食品製造工場

令和4年度補正予算(環境省)

執行団体:一般財団法人環境イノベーション情報機構((推定)
公募期間:不明

PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和4年度予算(案) 3,800百万円(5,000百万円)】
【令和3年度補正予算額 11,350百万円】



再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

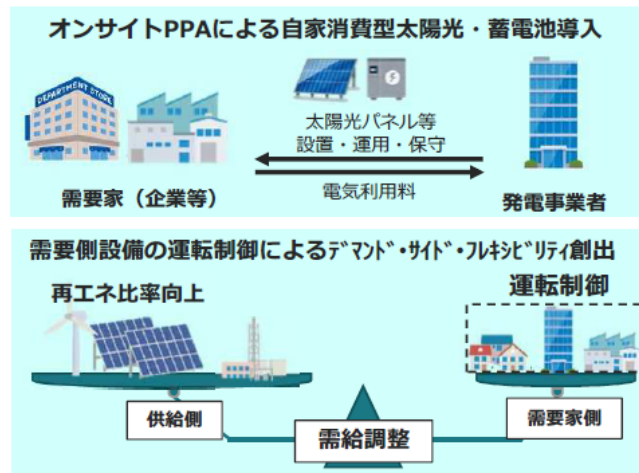
- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
 - ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
 - ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

*EVについては、(1)・(2)・(3)-1-④・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率:3/4、2/3、1/2、1/3、定額) / 委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(5)令和3年度~令和6年度、(3)・(4)・(6)令和2年度~令和6年度

4. 事業イメージ



自家消費太陽光発電設備等

蓄電池補助対象

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

令和4年度予算(国土交通省)

令和3年度執行団体: 既存建築物省エネ化推進事業評価事務局

令和3年度公募期間: 2021年4月19日～5月26日(1次公募)、(2、3次公募有)

既存建築物省エネ化推進事業(建築物の省エネ改修)

【概要と目的】

令和4年度予算案: 66.29億円の内数

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修の促進を図るため、躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入を行う民間等による省エネ改修工事に対して支援を行う。

省エネ率
20%以上

建物躯体改修必須

下線部は令和3年度補正予算における拡充事項

【イメージ】

躯体の省エネ改修

天井、外壁等(断熱)
開口部(複層ガラス、二重サッシ等)等



省エネ性能の表示

高効率設備への改修 空調、換気、給湯、照明等



バリアフリー改修※ 廊下等の拡幅 手すりの設置 段差の解消等



スロープの設置

※省エネ改修工事に併せて実施するもの

【補助額等】

<補助対象> (省エネ改修工事・併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

<補助率> 補助対象工事の1/3

<限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能

<事業期間> 原則として当該年度に事業が完了

【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の省エネ改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修(高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修)を伴うものであること
※吸気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
〔ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上〕
・高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 改修後に耐震性を有すること
- ⑤ 省エネ性能を表示すること
- ⑥ 事例集への情報提供に協力すること 等

第4章

省エネ補助金・再エネ補助金の活用方法

省エネ補助金 指定設備導入事業 【採択結果】

< 2. 事業区分別 採択事業概要 >

	平均省エネ率 (%)	平均省エネ量 (kl)	平均 経費当たり省エネ量 (kl/千万円)
(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業	15.9%	629.5kl	11.7kl/千万円
(C)指定設備導入事業	36.6%	17.8kl	14.6kl/千万円

※ 省エネ率、省エネ量、経費当たり省エネ量の平均値は、採択事業における各申請の合計値を採択件数で割った値

※ (C)指定設備導入事業の設備区分別の結果については、次頁を参照

省エネ補助金 指定設備導入事業 【採択結果】

(C) 指定設備導入事業 ユーティリティ設備

採択金額合計：45.3億円

	申請件数	採択件数	採択率	平均 省エネ率 (%)	平均 省エネ量 (kl)	平均 経費当たり省エネ量 (kl/千万円)
高効率空調	948件	594件	62.7%	47.2%	16.4kl	14.8kl/千万円
産業ヒートポンプ	6件	4件	66.7%	6.7%	2.5kl	2.1kl/千万円
業務用給湯器	20件	6件	30.0%	14.3%	3.8kl	20.8kl/千万円
高性能ボイラ	376件	239件	63.6%	5.6%	12.7kl	14.2kl/千万円
高効率コージェネ	7件	2件	28.6%	16.2%	6.1kl	8.6kl/千万円
低炭素工業炉	16件	10件	62.5%	37.1%	48.2kl	27.1kl/千万円
変圧器	53件	33件	62.3%	56.3%	6.6kl	10.6kl/千万円
冷凍冷蔵設備	218件	135件	61.9%	29.4%	25.6kl	22.4kl/千万円
産業用モータ	159件	101件	63.5%	12.7%	6.8kl	19.4kl/千万円
調光制御設備	40件	26件	65.0%	52.8%	17.9kl	49.5kl/千万円
合計	1,843件	1,150件	62.4%	33.4%	15.8kl	16.7kl/千万円

※ 省エネ率、省エネ量、経費当たり省エネ量の平均値は、採択事業における各申請の合計値を採択件数で割った値

※ 複数設備導入の場合、申請件数は設備区分ごとにカウントしている

省エネ補助金 指定設備導入事業 【採択結果】

(C) 指定設備導入事業 生産設備

採択金額合計：44.5億円

	申請件数	採択件数	採択率	平均 省エネ率 (%)	平均 省エネ量 (kl)	平均 経費当たり省エネ量 (kl/千万円)
工作機械	328件	92件	28.0%	56.9%	17.6kl	2.9kl/千万円
プラスチック加工機械	149件	49件	32.9%	56.4%	30.3kl	11.3kl/千万円
プレス機械	63件	18件	28.6%	66.0%	10.9kl	1.3kl/千万円
印刷機械	79件	24件	30.4%	52.1%	27.4kl	3.4kl/千万円
ダイカストマシン	9件	4件	44.4%	32.0%	8.9kl	2.5kl/千万円
合計	628件	187件	29.8%	56.5%	21.4kl	5.0kl/千万円

※ 省エネ率、省エネ量、経費当たり省エネ量の平均値は、採択事業における各申請の合計値を採択件数で割った値

※ 複数設備導入の場合、申請件数は設備区分ごとにカウントしている

省エネ補助金審査基準 (指定設備導入事業) (推定)

【審査項目】

1. 事業の確実性、継続性 (直近1期分の決算書の審査)

【評価項目】

1. 計画省エネルギー量
2. 計画省エネルギー率
3. 経費当たり計画省エネルギー量
(補助対象経費1千万円当たりの
計画省エネルギー量)

省エネ補助金審査基準 (指定設備導入事業)

【評価項目(加点項目)】

- 中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき
認定を受けた「**経営力向上計画**」に記載された事業
- ベンチマーク改善に資することが認められる事業
※企業体が大企業の場合は除く
- **中小企業者等**の省エネルギー事業
- 設備更新に当たり**エネルギー転換
(化石燃料から電気)**を行う事業

省エネ補助金審査基準 (指定設備導入事業)

【評価項目(加点項目)】

2018年度以降に**省エネルギー診断**を受けた
省エネルギー事業

※ 以下のいずれかの事業における省エネルギー診断を
受診した事業所の場合を評価対象とする。

- 「無料省エネ診断等事業及び診断結果等情報提供事業」
- 「エネルギー利用最適化診断事業及び情報提供事業」
- 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」
- 「地域プラットフォーム構築事業」
- 「平成29年度補正予算省エネルギー設備の導入・運用
改善による中小企業等の生産性革命促進事業」

省エネ補助金審査基準 (指定設備導入事業)

【採択方法】

採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って**設備区分毎に相対評価を行い**、外部審査委員会の評価を踏まえ、**全設備区分を統合した上で、上位者から予算の範囲内で採択を行う。**

なお、交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。

採択されるための留意点と対策方法 (指定設備導入事業)

1. 直近1期分の**財務状況の確認**する。
(債務超過時は**リース会社との共同申請が必須条件**)
2. 省エネ率、省エネ量を高める
→令和3年度採択者平均の**省エネ率・省エネ量を
超える事を目標にする**
(事業所全体に対してではなく、既設設備に対して
の省エネ率)
3. **年間稼働時間が長い設備を申請**する。
(省エネ量が多くなるため採択可能性が高まる)

採択されるための留意点と対策方法 (指定設備導入事業)

4. より能力・生産性が高く、定格消費電力が少ない機種を選定する。
(省エネ率が高く、省エネ量が多くなるため採択の可能性が高まる)
5. 更新する既設台数を2台に増やして申請する。
(省エネ量が増えるため採択の可能性が高まる)
6. 複数の設備区分での申請は、審査上評価が良くなるとは限らないので要注意する。
(複数の設備区分の平均点での評価であるため)

採択されるための留意点と対策方法 (指定設備導入事業)

7. 政策的意義の加点要素を追加対策をして申請する。
→ ・「**経営力向上計画**」を新規申請・変更申請する。
・過去に**省エネルギー診断**を受診したことがあるかを社内に確認する。受診したことがなければ新たに省エネルギー診断を受診する。
8. 「指定計算」と「独自計算」の2種類の計算方法で省エネ量、省エネ率を試算し、**数値の良い方の計算方法で申請**を行う。
(独自計算の方が数値が良いことが多い)

省エネ補助金 オーダーメイド型 【採択結果】

令和3年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業 新規採択事業の結果について

< 1. 事業区分別 申請・採択結果概要 >

	申請件数	採択件数	採択率	採択金額 合計	計画省エネ量
10件 38件 15件 (A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業	70件	59件	84.3%	24.3億円	37,139.7kl
(C)指定設備導入事業	2,323件	1,241件	53.4%	89.8億円	22,128.8kl

※「計画省エネ量」は、採択事業の合計値

省エネ補助金 オーダーメイド型 【採択結果】

< 2. 事業区分別 採択事業概要 >

	平均省エネ率 (%)	平均省エネ量 (kl)	平均 経費当たり省エネ量 (kl/千万円)
(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業	15.9%	629.5kl	11.7kl/千万円
(C)指定設備導入事業	36.6%	17.8kl	14.6kl/千万円

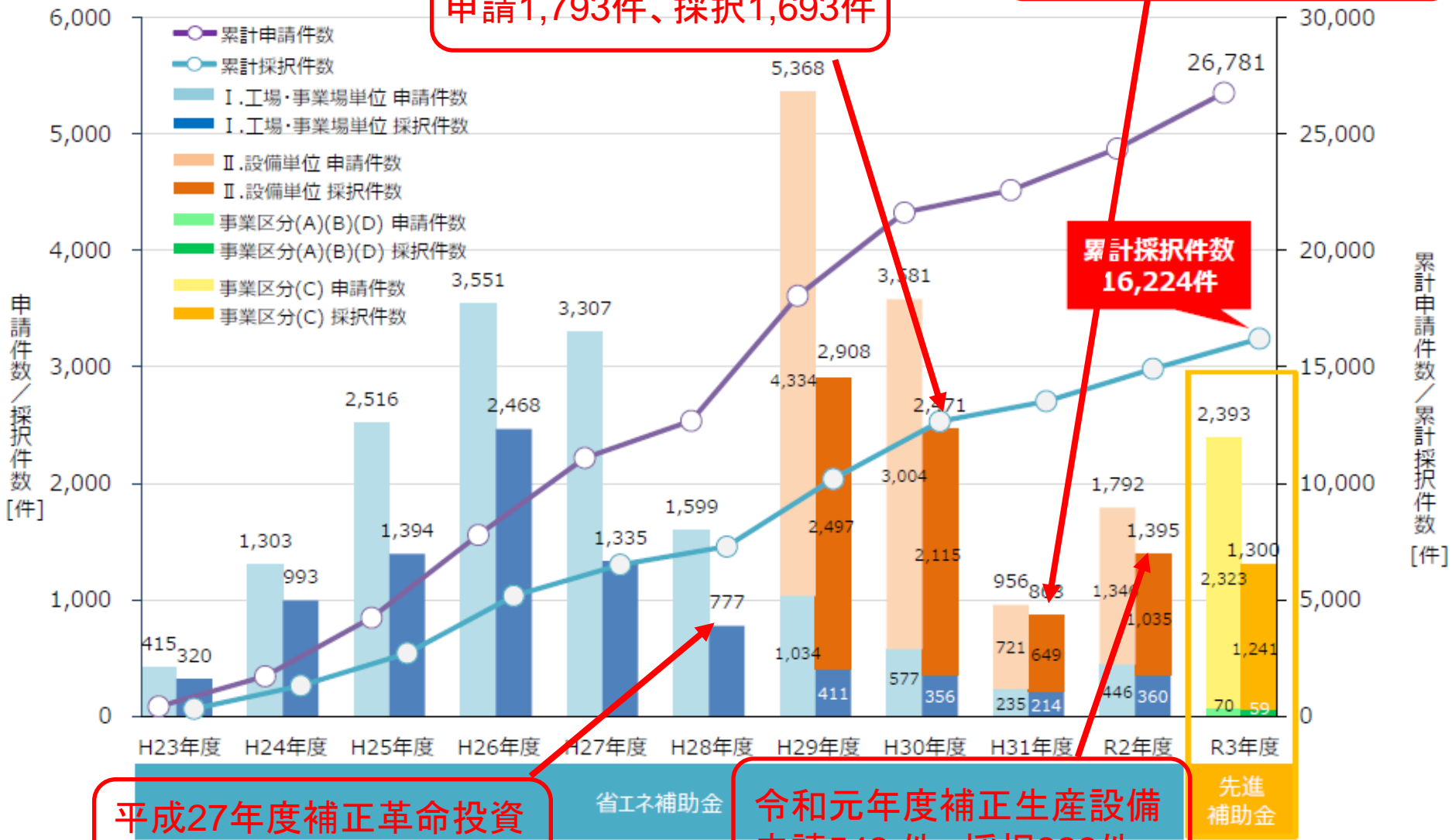
※ 省エネ率、省エネ量、経費当たり省エネ量の平均値は、採択事業における各申請の合計値を採択件数で割った値

※ (C)指定設備導入事業の設備区分別の結果については、次頁を参照

省エネ補助金の採択結果

平成31年度省電力補助金
申請2,962件、採択2,020件

平成29年度補正革命促進
申請1,793件、採択1,693件



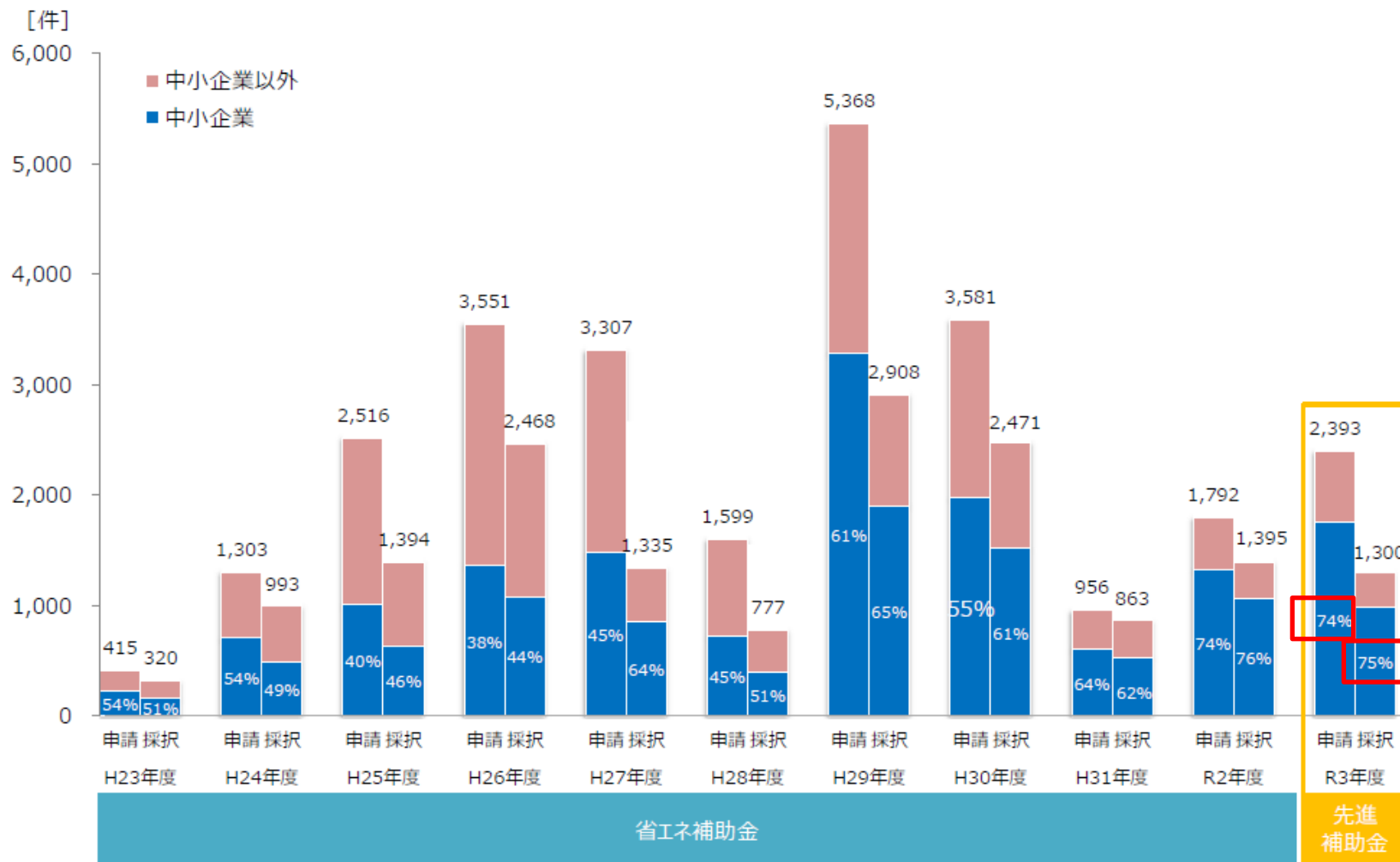
平成27年度補正革命投資
申請不明、採択8,636件

省エネ補助金採択結果推移

年度	応募数 (新規事業分)	採択数 (新規事業分)	採択率 (新規事業分)	採択金額 (補助金額) (億円)	採択金額率 (採択金額 ÷ 公募金額)	採択 省エネ量 (kL/年)	採択費用対効果 (採択省エネ量 × 法定耐用年数 ÷ 採択補助対象金額) (kL/億円)	採択1件当たりの 省エネ量 (kL/年)	省エネ率 (%)
平成23年度(1次公募)	282	221	87.9%	57	38.0%	326,776	28,655?	1,318	不明
平成23年度(緊急節電事業)		27							
平成23年度(2次公募)	86	72	83.7%	10	20.0%	11,761	5,881?	163	不明
平成24年度(1次公募)	675	540	80.0%	92	57.5%	125,098	6,799?	232	不明
平成24年度(2次公募)	427	291	68.1%	26	37.1%	22,000	4,231?	76	不明
平成24年度(3次公募)	95	76	80.0%	6	20.0%	4,000	3,333?	53	不明
平成24年度(4次公募)	不明	86	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
平成25年度(1次公募)	2,516	1,394	55.4%	不明	不明	不明	3,450?	不明	不明
平成25年度(補正予算)	不明(1,300?)	997	不明(76.7%?)	不明	不明	不明	1,700?	不明	不明
平成26年度(1次公募)	不明(2,300?)	1,472	不明(64.0%?)	不明	不明	不明	2,550?	不明	不明
平成26年度(補正予算) 地域工場 B類型	1,822	449	24.6%	109.6	87.7%	28,587	2,099	63.7	23.0
平成27年度(1次公募)	3,307	1,335	40.4%	213.7	101.8%	411,584	2,966	308	18.8
平成28年度(1次公募)	1,599	777	48.6%	186.4	103.6%	142,527	2,488	183.4	22.5
平成29年度(1次公募)【工場・事業場単位】	1,034	411	39.7%	151.7	100.4%	177,047.9	2,310	430.8	21.2
平成29年度(1次公募)【設備単位】	4,334	2,497	57.6%	83.3		57,562.5	別途参照	23.1	別途参照
平成30年度(1次公募)【工場・事業場単位】	577	356	61.7%	116.8	100.2%	111,909.4	1,953	326.3	22.4
平成30年度(1次公募)【設備単位】	3,004	2,115	70.4%	73.5		47,181.2	別途参照	22.3	別途参照
平成31年度(1次公募)(省エネ補助金) 【工場・事業場単位】	235	214	91.1%	79.1	96.1%	180,170.7	111 (法定耐用年数掛算無し)	841.9	18.1
平成31年度(1次公募)(省エネ補助金) 【設備単位】	721	649	90.0%	31.4		8,356.8	別途参照	12.9	別途参照
平成31年度(1次公募)(省電力補助金) 【工場・事業場単位】	230	125	54.3%	40.5	105.9%	31,511.0千kWh/年	40.8千kWh/千万円 (法定耐用年数掛算無し)	252.1千kWh/年	28.9
平成31年度(1次公募)(省電力補助金) 【設備単位】	2,733	1,895	69.3%	55.9		165,330.8千kWh/年	別途参照	87.2千kWh/年	別途参照
令和元年度(補正予算)【設備単位】	534	339	63.5%	41.4	103.5%	10,330.6千kWh/年	別途参照	30.5千kWh/年	別途参照
令和2年度(1次公募)【工場・事業場単位】	446	360	80.7%	82.8	100.7%	86,572.8	94 (法定耐用年数掛算無し)	240.5	21.6
令和2年度(1次公募)【設備単位】	1,346	1,035	76.9%	40		11,460.5	別途参照	11	別途参照
令和3年度(1次公募)【先進事業・ オーダーメイド型事業・エネマネ事業】	70	59	84.3%	24.3	100.1%	37,139.7	117 (法定耐用年数掛算無し)	629.5	15.9
令和3年度(1次公募)【指定設備導入事業】	2,323	1,241	53.4%	89.8		22,128.8	別途参照	17.8	36.6

省エネ補助金の採択結果

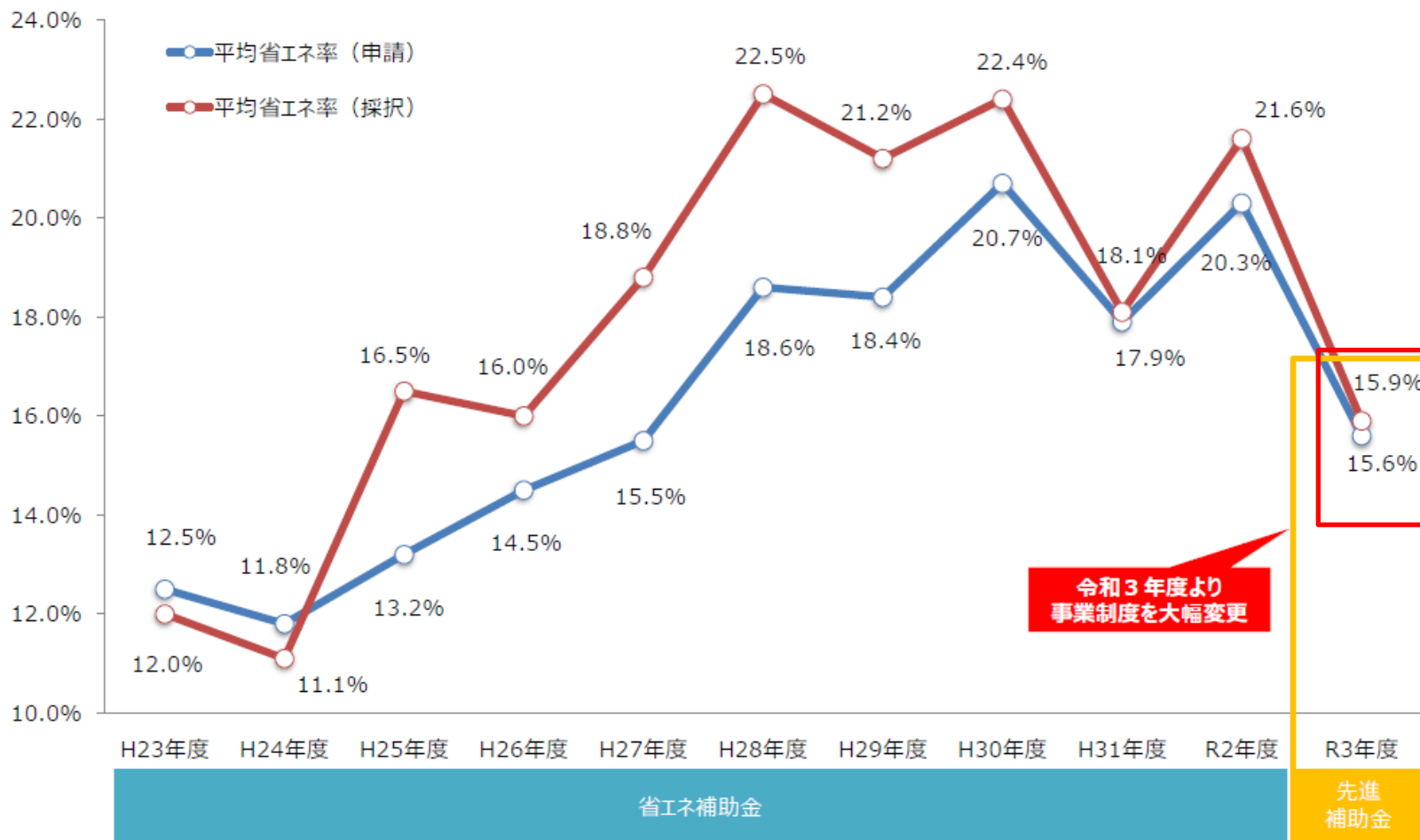
1-③ 新規事業の中小企業比率



◆ R3年度は申請・採択とも、7割以上が中小企業。

省エネ補助金の採択結果

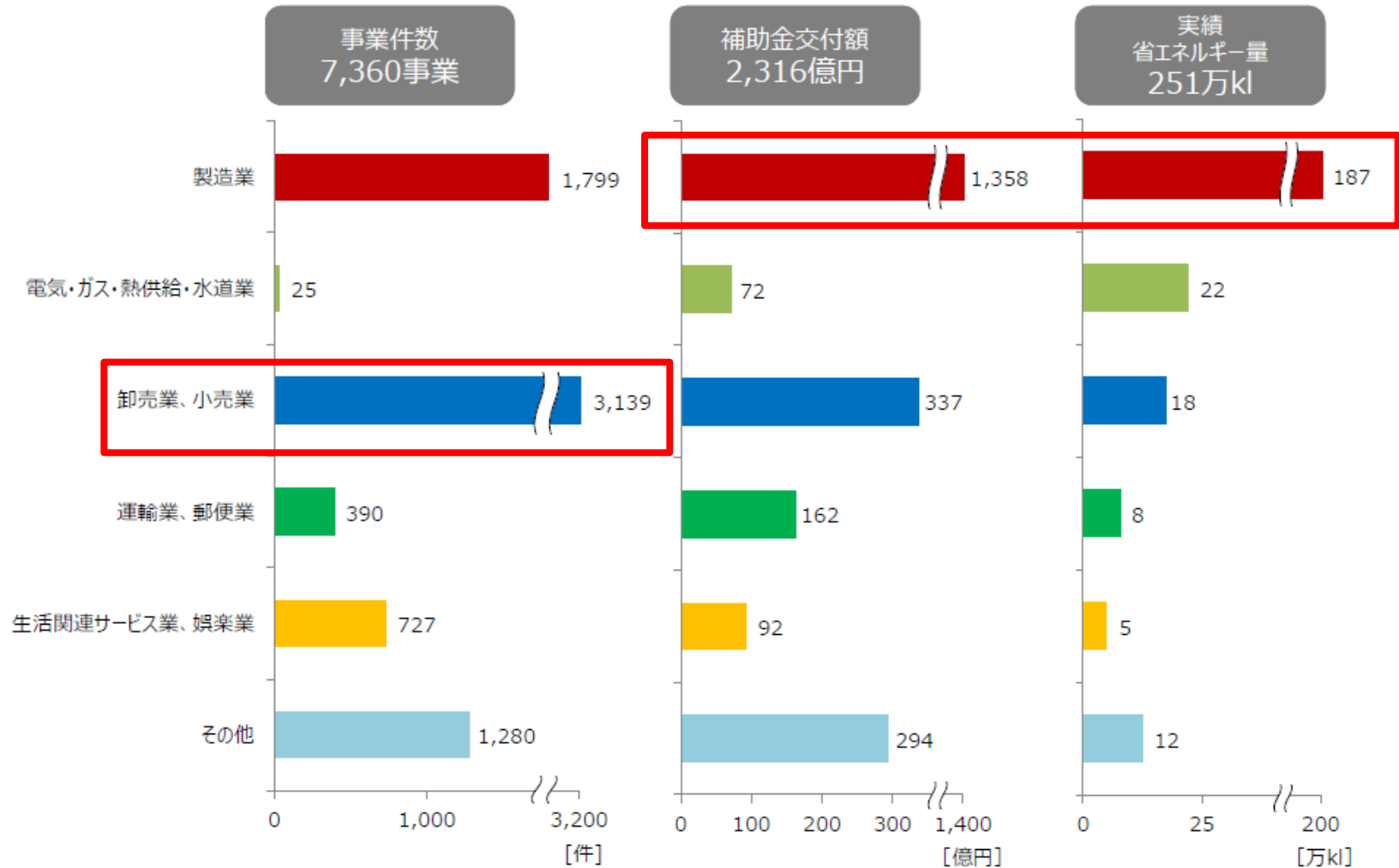
2-① 事業区分(A)(B)(D)の平均省エネルギー率



- ◆ R3年度は、事業制度および申請要件が大幅に変更され、事業区分(A)(B)(D)は規模の大きな事業が多数を占めたことにより、省エネ率は減少している。

省エネ補助金の実績省エネルギー効果

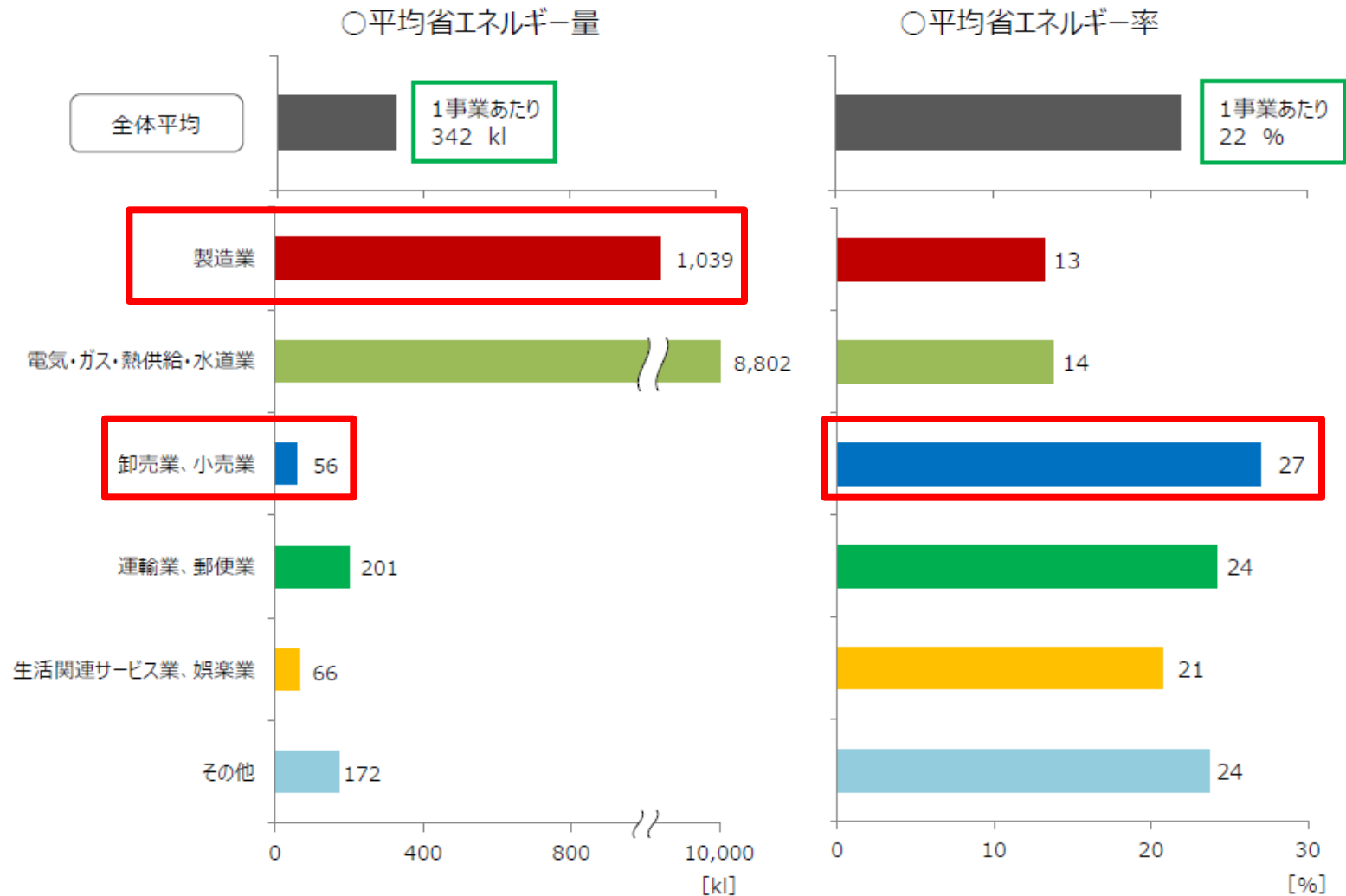
3-③ 業種別実績値（I.工場・事業場単位）



※事業完了後、補助事業者が一年間の省エネルギー量を計測して、SIIへ成果報告を行った数値を集計

省エネ補助金の実績省エネルギー効果

3-④ 業種別平均値（I.工場・事業場単位）

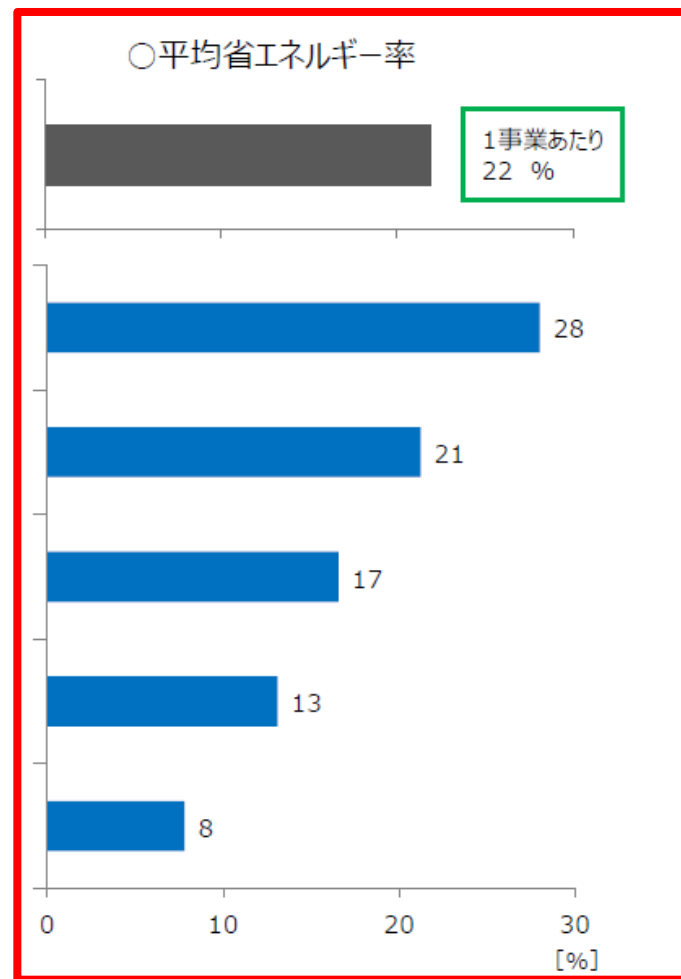
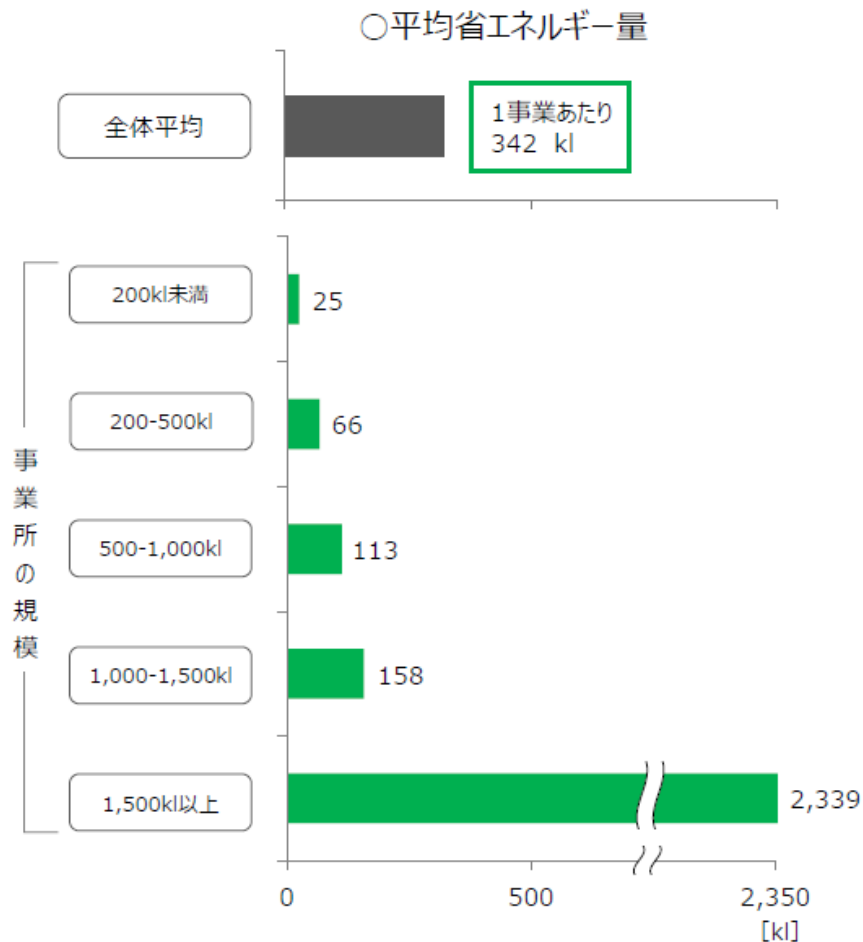


※事業完了後、補助事業者が一年間の省エネルギー量を計測して、SIIへ成果報告を行った数値を集計

省エネ補助金の実績省エネルギー効果

3-⑤ 事業所規模別の平均値（I.工場・事業場単位）

◆事業所の規模ごとに分けてみると…



※事業完了後、補助事業者が一年間の省エネルギー量を計測して、SIIへ成果報告を行った数値を集計

省エネ補助金審査基準 (オーダーメイド型事業)

【審査項目】

1. 事業の確実性、継続性（直近1期分の決算書の審査）

【評価項目】

1. 計画省エネルギー量
2. 計画省エネルギー率
3. 経費当たり計画省エネルギー量
(補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量)

省エネ補助金審査基準 (オーダーメイド型事業)

【評価項目(加点項目)】

- 中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき認定を受けた「**経営力向上計画**」に記載された省エネルギー設備導入事業
- 年間エネルギー使用量が1,500kl未満の事業所であって「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)(みなし大企業を含む)」以外の者が実施する、**中長期計画書**の実効性を高めるための省エネルギー事業
- 売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企業の省エネルギー事業

省エネ補助金審査基準 (オーダーメイド型事業)

【評価項目(加点項目)】

- ベンチマーク改善に資することが認められる事業
※企業体が大企業の場合は除く
- 省エネ法定定期報告書(2019年度・2020年度提出分)に基づく事業者クラス分け評価制度において、**2年連続で優良事業者(Sクラス)を取得した者**が取り組む省エネルギー事業
- 地域未来投資促進法の規定に基づき、承認された地域経済牽引事業計画に記載された地域経済牽引事業を行う実施場所における省エネルギー事業

省エネ補助金審査基準 (オーダーメイド型事業)

【評価項目(加点項目)】

- **エネルギー転換**を行うことで、省エネルギーに寄与する事業
- **先進性の高い**省エネルギー技術・取組
- **中小企業者等**の省エネルギー事業
- 公益財団法人全国中小企業振興機関協会の『パートナーシップ構築宣言』登録企業の省エネルギー事業

省エネ補助金審査基準 (オーダーメイド型事業)

【評価項目(加点項目)】

- 2018年度以降に**省エネルギー診断を受けた**
省エネルギー事業

※以下のいずれかの事業における省エネルギー診断
を受診した事業所の場合を評価対象とする。

- 「無料省エネ診断等事業及び診断結果等情報提供事業」
- 「エネルギー利用最適化診断事業及び情報提供事業」
- 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」
- 「地域プラットフォーム構築事業」
- 「平成29年度補正予算省エネルギー設備の導入・
運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業」

省エネ補助金審査基準 (オーダーメイド型事業)

【評価項目(加点項目)】

- 特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者における令和3年定期報告書(令和2年度実績)について、資源エネルギー庁のホームページよりダウンロードした定期報告書作成支援ツールから出力されるxml形式のファイルにて、令和3年8月2日までに「省エネ法・温対法電子報告システム」又は「e-Gov」を通じて所管の経済産業局へ提出した者
- 複数事業者間の連携による省エネルギー事業

採択されるための留意点と対策方法 (オーダーメイド型事業)

1. 直近1期分の**財務状況の確認**
→債務超過の時は**リース会社との共同申請必須**
2. **省エネ率、省エネ量**を高める(20%以上又は200kL以上)
→省エネ設備を追加
省エネ計算を精査(計算内容、安全率の設定)
3. **費用対効果**の数値を高める(15kL/千万円以上)
→省エネ設備の事前相見積実施
費用対効果が良い省エネ設備を追加
費用対効果が良くない省エネ設備を除外

採択されるための留意点と対策方法 (オーダーメイド型事業)

4. 技術の先進性を詳細に記載する

→一般的な設備でも、メーカーのパンフレット等に記載されている省エネに寄与する技術の記載を漏れなく記載し、アピールする

5. 複数工場で一体的に省エネになる方法を検討する

→A工場で増エネでもB工場で大幅に省エネで合計で省エネである事業

複数事業者間:「連携事業」として申請

同一事業者間:「工場・事業場間一体省エネルギー事業」として申請

採択されるための留意点と対策方法 (オーダーメイド型事業)

6. 設備更新後の**生産量が増加し、かつエネルギー消費量も増加**する事業に該当するか確認する
→エネルギー消費原単位改善で申請する。
7. **政策的意義の加点要素**を漏れなく申請する
更に追加対策をして申請する。
→**「経営力向上計画」**を新規申請する。
中小企業は**中長期計画書**を作成し、提出する。
定期報告書を**xml形式のファイル**で提出する。
省エネルギー診断を受ける。

全体スケジュール(省エネ補助金)

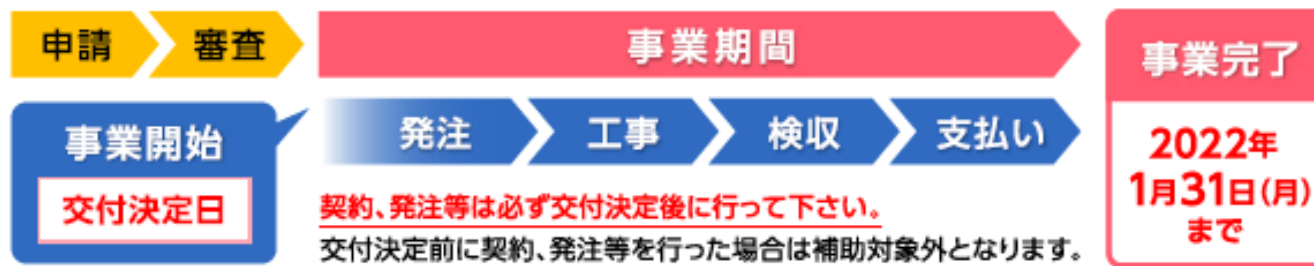
※参考:令和3年度

全体スケジュール

公募開始後に公募説明動画をオンラインにて配信致します。

※詳しくはSIIのホームページまで ▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

公募期間	2021年5月26日(水)～2021年6月30日(水)
交付決定	2021年8月下旬(予定)
事業期間	交付決定日～2022年1月31日(月)



省エネ補助金スケジュール推移

年度	開始日	締切日	公募期間 の日数	交付決定日	締切日から 交付決定 までの日数	事業完了日
平成23年度(1次公募)	平成23年5月30日(月)	平成23年6月24日(金) (平成23年6月23日(木)の消印 配送業者受付印等有効)	26	平成23年8月8日(月)	46	平成24年1月31日
平成23年度(緊急節電枠)	平成23年5月30日(月)	平成23年6月15日(水) (消印 配送業者受付印等有効)	17	平成23年6月30日(木)	16	平成23年9月30日
平成23年度(2次公募)	平成23年8月8日(月)	平成23年8月29日(月) 必着	22	平成23年10月26日(水)	59	平成24年1月31日
平成24年度(1次公募)	平成24年4月20日(金)	平成24年5月21日(月) (消印 配送業者受付印等有効)	32	平成24年7月25日(水)	66	平成25年1月31日
平成24年度(2次公募)	平成24年7月25日(水)	平成24年8月24日(金) 17:00必着	31	平成24年10月30日(火)	68	平成25年1月31日
平成24年度(3次公募)	平成24年9月7日(金)	平成24年9月28日(金) 17:00必着	22	平成24年11月28日(水)	62	平成25年1月31日
平成24年度(4次公募)	平成25年1月10日(木)	平成25年1月24日(木) 17:00必着	15	平成25年2月8日(金)	16	平成25年3月8日
平成25年度(1次公募)	平成25年5月22日(水)	平成25年6月21日(金) 17:00必着	31	平成25年8月16日(金)	57	平成26年1月31日
平成25年度補正(1次公募)	平成26年2月25日(火)	平成26年3月28日(金) 17:00必着	32	平成26年5月23日(金)	57	平成27年1月30日
平成26年度(1次公募)	平成26年6月9日(月)	平成26年7月1日(火) 17:00必着	23	平成26年9月2日(火)	64	平成27年1月30日
平成26年度補正(1次公募) 地域工場 日類型	平成27年3月16日(月)	平成27年4月15日(水) 17:00必着	31	平成27年6月12日(金)	59	平成28年1月29日
平成27年度(1次公募)	平成27年6月19日(金)	平成27年7月15日(水) 17:00必着	27	平成27年9月2日	50	平成28年1月29日
平成28年度(1次公募)	平成28年6月6日(月)	平成28年7月1日(金) 17:00必着	26	平成28年8月24日(水)	55	平成29年1月31日
平成29年度(1次公募)	平成29年5月25日(木)	平成29年6月26日(月) 12:00必着	33	平成29年8月31日(木)	67	平成30年1月31日
平成30年度(1次公募)	平成30年5月28日(月)	平成30年7月3日(火) 17:00必着	37	平成30年8月31日(金)	60	平成31年1月31日
平成31年度(1次公募)	2019年5月20日(金)	2019年6月28日(金) 17:00必着	40	2019年8月30日(金)	64	2020年1月31日
令和元年度補正(1次公募)	2020年3月30日(月)	2020年5月15日(金) 17:00必着	47	2020年7月20日(月)	67	2021年1月29日
令和2年度(1次公募)	2020年5月20日(水)	2020年6月30日(火) 17:00必着	42	2020年8月28日(金)	60	2021年1月29日
令和3年度(1次公募)	2021年5月26日(水)	2021年6月30日(水) 17:00必着	36	2021年8月31日(火)	63	2022年1月31日
令和3年度補正(1次公募)	2022年3月3日(木)	2022年4月5日(火)	34	2022年5月下旬		2023年1月31日
令和4年度(1次公募)	2022年5月下旬(推定)	2022年6月下旬(推定)		2022年8月下旬(推定)		2023年1月31日

省エネ補助金活用準備スケジュール

	3月	4月	5月	6月
省エネ補助金活用の目標と社内体制と社外体制を決定		■		
現状設備の把握		■		
令和3年度の省エネ補助金の概要把握		■		
省エネ設備の選定		■		
省エネ量・省エネ率・費用対効果・投資回収年数を計算		■		
申請する省エネ補助金の採択可能性の評価、選択			■	
省エネ設備の決定又は再選定			■	
省エネ補助金と省エネ設備の最終決定			■	
社内最終決裁取得			■	
仮の申請書を作成、添付資料の準備		■		
省エネ補助金申請書の作成、提出				■

準備する資料



1. 事業前・事業後の設備の**機器一覧表**
(形式、能力、消費電力、台数、運転時間等)
2. 事業前・事業後の**配置図**(概略図で可)
3. 事業前・事業後の設備の**仕様書**(能力、消費電力)
4. **省エネ計算書**(メーカー計算書等)
5. **参考見積書**
6. エネルギー供給会社発行の**エネルギー使用量明細**
(電気、都市ガス、LPG、灯油、A重油等、1年間分)
7. 会社案内・役員名簿・株主等一覧表
8. 会社の登記簿謄本(写し)
9. 決算書(1期分、損益計算書、貸借対照表)
10. 建物の登記簿謄本(写し)

提出書類

「●」は必須で提出。「○」は該当する場合に提出。「△」は組み合わせ申請する場合に提出。
「□」は事業区分(C)で申請する場合に提出。

書類区分	文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否				ポータルより出力/ 指定様式/自由様式	
			(a)	(b)	(c)	(d)		
事業区分共通の提出書類	様式第1	交付申請書(かがみ)	●	●	●	●	ポータルより出力	
	様式第1	交付申請書(2枚目)	●	●	●	●	ポータルより出力	
	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	●	●	●	●	ポータルより出力	
	別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	●	●	●	●	ポータルより出力	
	別紙3	役員名簿	●	●	●	●	指定様式	
	1-1	実施計画書	申請総括表	●	●	●	●	ポータルより出力
	1-1(別紙1)		事業者情報	●	●	●	●	ポータルより出力
	1-1(別紙2)		手続担当申請書	○	○	○	○	ポータルより出力
	1-1-2		資金調達計画	●	●	●	●	ポータルより出力
	1-1-3		事業実施に関連する事項	●	●	●	●	ポータルより出力
	1-2		所要資金計画(総括)	△	△	△	△	指定様式
	1-3		発注区分表(総括)	△	△	△	△	指定様式
	1-4		導入前後の比較図	●	●	△	●	指定様式
	1-5		新設備の配置図	△	△	△	△	自由様式
1-6	事業場の全体図		●	●	△	●	自由様式	
1-7	事業スケジュール		●	●	△	●	指定様式	

提出書類

書類区分	文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否				ポータルより出力/ 指定様式/自由様式
			(a)	(b)	(c)	(d)	
事業区別の提出書類※	B-2-1	事業概要(オーダーメイド型設備:省エネ効果)	-	●	-	-	ポータルより出力
	B-2-2	省エネルギー計算(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-2-4	エネルギー使用量の原油換算表(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-3	所要資金計画(参考見積添付)(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-4	B 発注区分表(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-5	既存設備と導入設備の比較表(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-6	仕様書案(B)	-	●	-	-	指定様式
	B-2-7	新設備の配置図(B)	-	●	-	-	自由様式
	B-2-8	旧設備の撤去範囲(B)	-	●	-	-	自由様式
	C-2-1	事業概要(指定設備:省エネ効果)	-	-	△	-	ポータルより出力
	C-2-2	省エネルギー計算総括表	-	-	□	-	ポータルより出力
	C-2-2	省エネルギー計算(C)	-	-	△	-	指定様式
	C-2-2-1	エネルギー使用量計算書(設備毎/導入予定設備)	-	-	□	-	ポータルより出力
	C-2-2-2	エネルギー使用量計算書(設備毎/既存設備)	-	-	□	-	ポータルより出力
	C-2-2-4	C エネルギー使用量の原油換算表(C)	-	-	△	-	指定様式
	C-2-3	所要資金計画(C)	-	-	△	-	指定様式
	C-2-4	発注区分表(C)	-	-	●	-	ポータルより出力
	C-2-5	既存設備と導入設備の比較表(C)	-	-	△	-	指定様式
	C-2-6	導入設備一覧	-	-	●	-	ポータルより出力
	C-2-7	見積書	-	-	●	-	自由様式

提出書類

7-4. 提出書類一覧(3) ※その他必要書類(添付)

「●」は必須で提出。「○」は該当する場合に提出。「-」は不要。

文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否				指定様式 /自由様式	備考
		(a)	(b)	(c)	(d)		
添付1	会社情報(法人概要申告書)	●	●	●	●	指定/自由	<ul style="list-style-type: none"> 会社のパンフレット等を添付し「業種」「資本金」「従業員数」が確認できる該当ページに付箋を貼り、該当する箇所にマーキングすること。 ※地方公共団体は提出不要。 中小企業団体等は認可証の写しを提出のこと
添付2	決算書	●	●	●	●	自由	<ul style="list-style-type: none"> 直近1年分の単独決算の貸借対照表を添付すること(決算短信でも可) ※地方公共団体は提出不要。
添付3	中小企業者であることの宣誓書	○	○	○	○	指定	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者の場合は、添付のこと。
添付4	商業登記簿謄本 ※個人事業主の場合は確定申告書B	●	●	●	●	定型	<ul style="list-style-type: none"> 発行から6か月以内のもの。写し可。 ※個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを添付のこと。 ※地方公共団体は提出不要。
添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本	●	●	●	●	定型	<ul style="list-style-type: none"> 発行から6か月以内のもの。写し可。※地方公共団体は提出不要。
添付6	エネルギー使用量実績の確証、 燃料評価単価算出根拠	●	●	-	●	自由	<ul style="list-style-type: none"> 事業所における2020年度のエネルギー使用量、及びエネルギーコストを一覧表にすること。 ※エネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※エネルギー管理指定工場等の場合は、2019年度定期報告書の写し等(使用状況届出書)とエネルギーコストの領収書等の写しを添付。 ※エネマネ事業の省エネ計算で、事業所全体ではない計測、制御範囲を設定する場合は、根拠となる資料を添付のこと。
添付7	生産量実績の確証	●	●	-	●	自由	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー使用量の原油換算表」に記載した生産量実績の根拠となる資料を提出すること。 社内で使用している管理資料等の写しでも可。 エネルギー管理指定工場等の場合は、2019年度定期報告書の写しを提出すること。 ※生産量が無いビルなどの場合は延床面積を生産量の単位として代用可能。 ※集計期間は添付6と合わせること。
添付8	省エネルギー量独自計算書	-	-	○	-	指定/自由	<ul style="list-style-type: none"> 独自計算にて省エネルギー計算を行う場合は、計算過程と計算結果を記載した資料、計算に使用したデータの根拠資料を添付のこと。
添付9	製品情報証明書	-	-	○	-	指定	<ul style="list-style-type: none"> SIIが指定する計算方法(指定計算)にて省エネルギー計算を行う場合は、メーカーに製品情報証明書の発行を依頼し、入手し提出すること。
添付10	エネルギー管理支援サービスの契約書案	-	-	-	●	自由	<ul style="list-style-type: none"> エネマネ事業の場合は、締結予定のサービス契約書案(約款部分を含む)を提出のこと。

提出書類

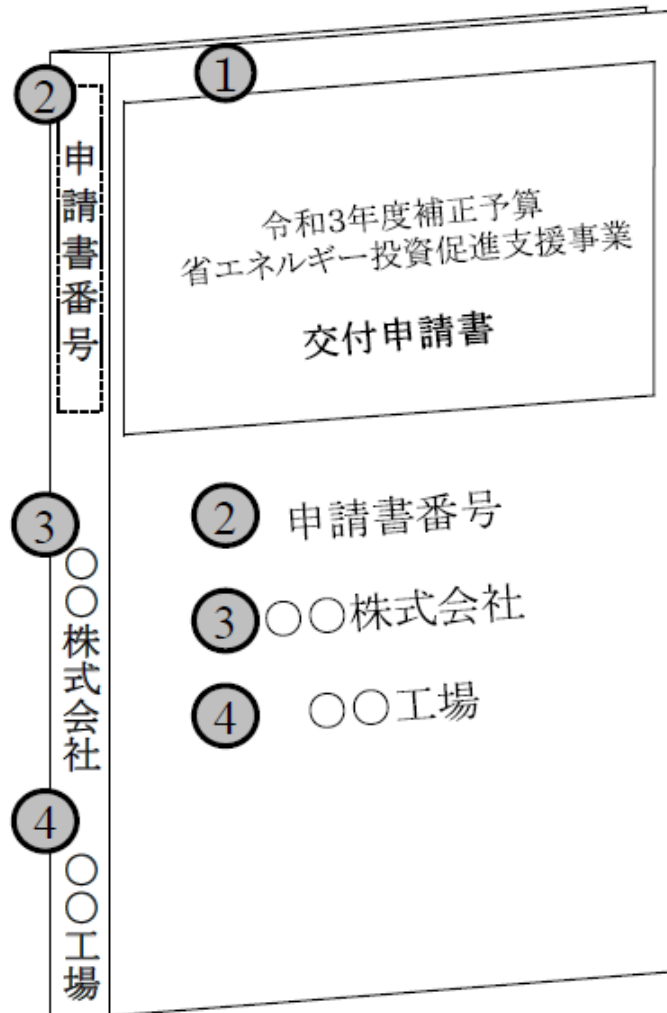
文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否				指定様式 /自由様式	備考
		(a)	(b)	(c)	(d)		
添付11	経営力向上計画に係る認定申請書および認定書の写し	○	○	○	○	指定	・該当する場合は、経営力向上計画に係る認定申請書、及び認定書の写しを添付のこと。
添付12	省エネ診断報告書(表紙)の写し	○	○	○	○	自由	・2018年度以降に省エネ診断を受けた場合は提出。
添付13	パートナーシップ構築宣言の写し	○	○	-	○	自由	・パートナーシップ構築宣言を行う企業の場合は提出。
添付14	中長期計画書の写し	○	○	○	○	指定	
添付15	エネルギー集約型企業の計算書	○	○	-	○	指定	・該当する場合は、エネルギーコストと売上高を月ごとにまとめた一覧表を作成し、併せて計算の根拠資料を添付のこと。 ※エネルギーコストと売上高の集計期間は「添付6 エネルギー使用量実績の確認、燃料評価単価算出根拠」と合わせる。 ※計算は、企業の全社単位で行う。
添付16	ベンチマーク改善に資することが認められる資料	○	○	○	○	指定	・ベンチマークに該当する場合は、定期報告書を添付のこと。 (2020年度定期報告書の文案でも可)
添付17	地域経済牽引事業計画認定書の写し	○	○	-	○	指定	・該当する場合は、地域経済牽引事業計画の認定書の写しを添付のこと。
添付18	エネルギー転換事業であることの確認	○	○	-	○	指定	・該当する場合は、添付のこと。
添付19	補助事業の実施体制	○	○	○	○	指定	・共同申請の場合は、添付のこと。
添付20	対象設備に関するリース契約書案	○	○	○	○	指定/自由	・リースの場合は、添付のこと。
添付21	対象設備に関するリース料計算書	○	○	○	○	指定/自由	・リースの場合は、添付のこと。
添付22	ESCO契約書案	○	○	○	○	自由	・ESCOの場合は、添付のこと。
添付23	ESCO料金計算書	○	○	○	○	自由	・ESCOの場合は、添付のこと。
添付24	商業用ビル等の場合の証憑	○	○	○	○	自由	・申請者のエネルギー管理単位の下に、設備使用者である店子(A、B…)がいる場合は、申請者と店子(A、B…)との契約書等の写しを提出すること。
添付25	設備設置承諾書	○	○	○	○	指定	・申請者が店子(設置場所の所有者以外)の場合は、建築物の所有者の承諾書を添付のこと。

提出書類

文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否				指定様式 /自由様式	備考
		(a)	(b)	(c)	(d)		
添付26	事業実施に関連する事項	○	○	○	○	指定	・該当する場合は、添付のこと。
添付27	代替燃料確保の確証	○	○	-	-	自由	・代替燃料を使用する場合は、添付のこと。
添付28	トップランナー機器の見積依頼仕様書案	-	○	-	-	自由	・トップランナー機器を導入する場合は、見積依頼仕様書(案)を添付のこと。 (トップランナー機器の基準値を満たす仕様となっていること)
添付29	トップランナー機器の確証	-	○	-	-	自由	・トップランナー機器を導入する場合は、証明できるエビデンス(表示ラベル記載カタログ、 基準値記載カタログ)を添付し、該当ページに付箋を貼り、該当箇所にマーキングすること。
添付30	設備の製品カタログ	-	-	○	-	自由	・SIIに登録されていない型番を申請する場合は、見積を取得した設備メーカーの 製品カタログ、又はメーカー発行の仕様書を添付し、基準値を満たしている事が 確認できる該当ページに付箋を貼り、マーキングすること。
添付31	年度またぎ事業となる事由及びその確証	○	○	○	○	自由	・年度またぎ事業を実施する事由を明確に記載すること。 その事由を裏付ける証書類も添付のこと。
添付32	原単位改善計画	○	○	-	-	自由	・原単位改善率の申請要件で申請する場合は、要件を満たすことを示す資料を添付のこと。
添付33	連携省エネルギー計画認定申請書の写し	○	○	-	-	自由	・連携事業の場合は、添付のこと。

交付申請書ファイル作成要領 (指定設備導入事業)

◇ ファイリングの参考例



【ファイルの作成方法】

指定ファイル:A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用

・申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ、耐久性があり背表紙があるもの)で綴じ、表紙には以下の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 申請書番号(※)
- ③ 事業者名
- ④ 事業所名

背表紙には以下の項目を記入すること。

- ② 申請書番号(※)
- ③ 事業者名
- ④ 事業所名

※ 補助事業ポータル入力時に発番される。

・ファイルは、中身の書類に応じた厚さにすること。
・全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。

・袋とじは不可。

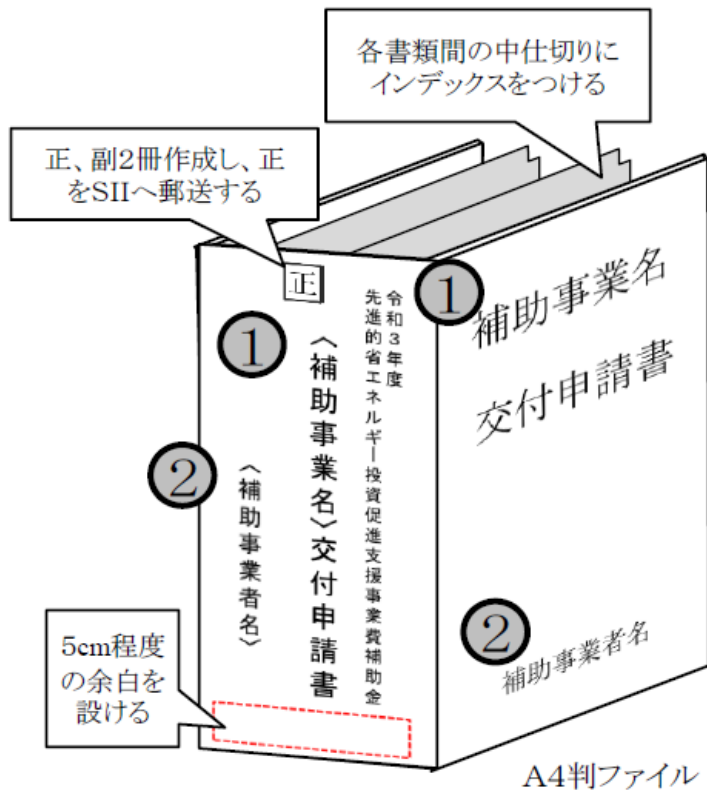
・書類のホチキス留めは不可。

・提出書類は片面印刷とすること。

・申請者は提出書類全ての写しをとって控え書類(副本)を作成して保管し、保管書類をもってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。

交付申請書ファイル作成要領 (オーダーメイド型事業)

◇ ファイリングの参考例



【ファイルの作成方法】

指定ファイル:A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用

・申請書類はA4判のファイル(2穴タイプ、ハードタイプ)で綴じ、表紙には以下の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 事業者名

背表紙には以下の項目を記入すること。

- ① 事業名称
- ② 事業者名

・ファイルは、中身の書類に応じた厚さにすること。
・全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること(クリアフォルダには入れない。)。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。

・袋とじは不可。
・書類のホチキス留めは不可。
・提出書類は片面印刷とすること。

・申請者は提出書類全ての写しをとって控え書類を作成して保管し、保管書類をもってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにすること。

見積書作成のポイント



- ①申請する設備に対して**3つの販売会社**を選定し、見積書を取得する。
(指定設備導入事業は1つの販売会社のみでもよい)
- ②**出精値引、諸経費は記載しない**
- ③**設備区分毎に見積書を作成する**
- ④支払い条件を原則「検収翌月末までに**現金払い**」と記入
- ⑤納期を明確に記入する事(**3者の納期は同一とする事**)

見積書作成のポイント

- ⑥ 見積有効期限を記入する事
(採択後の発注日が見積有効期限内になるように
見積有効期限を長めに設定する)
- ⑦ 補助対象経費(設備費)と補助対象外経費
(設備費の一部、工事費等)を分けて記載
- ⑧ メーカー名、型番、単価、数量、単位を漏れなく正確に
記載
- ⑨ 見積書作成会社の印付き(申請書の添付は写し)
- ⑩ 件名を記載する(3者同一とする事)

省エネ補助金申請書作成のポイント

- ①公募開始前の準備が**重要**です。
(公募期間は1ヶ月しかありません)
- ②省エネ設備の導入計画を**正確**に行う。
(採択後の訂正は難しいことから、台数、能力、消費電力等は特に重要)
- ③**わかりやすい表現**で記載し、難しい語句は注記を記載する。(審査する方がわかる表現とする)
- ④**設計が伴う省エネ設備**である事を強調して記載する。
(オーダーメイド型事業の時)



省エネ補助金申請書作成のポイント

- ⑤ **補助金があるからこの事業を行う**表現にする
(老朽更新とは記載しない)
- ⑥ **達成可能**な省エネ量を記載する。
(1年後等に結果報告があり、必達です)
- ⑦ 公募締切日は**絶対守る**。
(執行団体への持参・提出は不可)
- ⑧ 参考見積書では**補助対象経費と補助対象外経費**を正確に分けて記載する。
(補助対象外の経費が混ざると後で訂正が煩雑となる。**補助対象経費は割り切れる数字**が良い)

省エネ補助金申請書作成のポイント

- ⑨経費区分(設備費・工事費)を明確に分けて記載する。
(交付決定した経費配分の金額の変更には限度がある)
- ⑩参考見積書には諸経費や出精値引きを記載しない。
(記載してしまうと設備費と工事費への按分が煩雑となる)
- ⑪記載方法に不明点がある時は執行団体へ問い合わせをして、確認をする。
(公募要領・申請書作成の手引きを熟読後に問い合わせする)

省エネ補助金活用事例

【指定設備導入事業】

- ・工場(金属製品)
- ・省エネ内容:炭酸ガスレーザー加工機を
ファイバレーザー加工機へ更新
- ・省エネ率:77.2%(既設設備に対して)
- ・省エネ量:13.6kL
- ・補助率:定額
- ・省エネ補助金:3,600万円

省エネ補助金活用事例

【オーダーメイド型導入事業】

- ・工場(印刷)
- ・省エネ内容:印刷製品乾燥用紫外線ランプを紫外線LEDに更新
- ・省エネ率:18.4%(工場全体に対して)
- ・省エネ量:53.5kL
- ・補助率:1/2
- ・省エネ補助金:約1,400万円

温暖化リスクを逆手にとり、 企業の持続的発展を！

お問い合わせ先



脱炭素化支援株式会社

電話：052-684-4173

E-mail：info@teitannso.jp

URL：https://www.teitannso.jp/